

広報 あみ

人と自然が織りなす，輝くまち



2016
No.664 7
平成28年
6月24日発行

主な内容

- 紹介します!平成28年度の統計調査員さん… 2
- 平成28年度町職員採用試験案内…… 5
- 新たな町都市計画マスタープランを策定… 26
- ようこそ!ふれあい地区館へ……… 28
- まい・あみ・まつり2016実行委員会からのお知らせ… 30

第49回予科練戦没者慰霊祭開催

5月29日、予科練戦没者慰霊祭がはじめて一般に開放され、予科練平和記念館との連携により開催されました。
式典は、陸上自衛隊武器学校内にある雄翔園において開催され、ご遺族や関係者をはじめ一般参加の皆さまを含めた多くの参列者が予科練戦没者の御霊に対して献花を行いました。

紹介します！ 平成 28 年度の

統計調査員さん



阿見台
山岸 義紘



中郷西
岩月 邦雄

阿見中 地区

23 行政区



平成 28 年度実施予定の主な調査

- ▼ 経済センサス活動調査 (6 月)
- ▼ 国民生活基礎調査 (6 月)
- ▼ 労働力調査 (5 月～平成 29 年 3 月)
- ▼ 社会生活基本調査 (10 月)

行政区・氏名 (敬称略)



中央西
清水 良祐



中央東
大谷 隆義



西方
湯原 弘



宿
湯原 静夫



北
湯原 正人



西郷
宮本 光雄



一区南
小平 義一



三区下
八月朔日 英雄



三区上
笠原 稔



鈴木
福島 千臣



中央北
糸賀 忠



中央南
高橋 新一



中吉原
宮本 喜一



上吉原
飯塚 昭



大砂
山田 昭一



富士団地
小松 俊夫



上郷
飯田 尚史



一区北
村田 和夫



二区北
佐藤 勝彦



住吉
梶谷 陽

朝日中 地区

15 行政区



福田
吉田 勉



新山
齊藤 孝



下吉原
青山 茂夫



シンワ
鈴木 進



本郷
鈴木 忠



下本郷
下村 茂



上本郷
小見川 正巳



一区
川上 進



二区南
佐々木 茂文

●各種統計調査へのご協力をお願いします

 <p>上長 伊坂 浩</p>	 <p>下小池 宮本 剛</p>	 <p>上小池 大澤 清</p>	 <p>寺子 加藤 誠</p>	 <p>実毅 中島 佳男</p>	 <p>中根 湯原 一茂</p>
 <p>青宿 小倉 修</p>	 <p>立ノ越 川村 誠</p>	 <p>中郷東 山根 峯治</p>	 <p>岡崎 野口 守</p>	<p>竹来中 地区 28 行政区 ←</p>	 <p>筑見 高橋 房志</p>
 <p>曙東 尾崎 勝男</p>	 <p>白鷺団地 石井 一夫</p>	 <p>大室 吉田 栄一</p>	 <p>霞台 森下 茂生</p>	 <p>廻戸 前島 静雄</p>	 <p>新町 吉田 俊一</p>
 <p>塙 栗山 昭能</p>	 <p>石川 糸賀 秀一</p>	 <p>大形 渡邊 雄二</p>	 <p>君島 戸之岡 佑一</p>	 <p>レイクサイドタウン 阿部 明興</p>	 <p>曙南 糸賀 士</p>
 <p>下島津 長塚 卓</p>	 <p>上島津 櫻井 博</p>	 <p>飯倉二区 眞中 一</p>	 <p>飯倉 林 秀夫</p>	 <p>上条 廣瀬 隆</p>	 <p>追原 飯田 孝</p>
 <p>南平台三丁目 伊藤 正一</p>	 <p>南平台二丁目 小林 幹郎</p>	 <p>南平台一丁目 高橋 一嘉</p>	 <p>竹来 池田 義弘</p>	 <p>掛馬 長沼 正男</p>	 <p>南島津 大久保 卓幸</p>

町の財政状況を公表します

平成 27 年度

財政事情

(平成 28 年 3 月末現在)

町民の皆さんに町政の運営状況についてご理解を深めていただくために、平成 27 年度(平成 28 年 3 月 31 日現在)の各会計予算の収支状況等をお知らせします。

なお、一般会計および特別会計の収支状況は、平成 28 年 3 月 31 日までに発生した債権や債務を整理するための出納整理期間(平成 28 年 4 月 1 日から 5 月 31 日までの 2 か月間)における収入支出は含まれませんので、決算額(最終確定額)とは一致しません。

財政課 ☎888-1111 (221・222)

■一般会計

(単位:千円・%)

歳入				歳出			
区分	予算現額	収入済額	収入割合	区分	予算現額	支出済額	支出割合
町税	7,276,627	7,236,055	99.4	議会費	156,040	152,126	97.5
地方譲与税	177,000	182,903	103.3	総務費	2,046,775	1,590,962	77.7
地方消費税交付金	725,467	821,579	113.2	民生費	5,350,433	3,655,980	68.3
地方特例交付金	31,605	31,605	100.0	衛生費	1,259,556	1,021,948	81.1
地方交付税	798,297	777,964	97.5	農林水産業費	308,999	190,472	61.6
分担金及び負担金	224,829	219,462	97.6	商工費	563,601	517,269	91.8
使用料及び手数料	258,669	231,287	89.4	土木費	2,200,092	931,563	42.3
国庫支出金	1,963,674	1,497,319	76.3	消防費	646,938	638,555	98.7
県支出金	1,064,723	438,938	41.2	教育費	2,357,289	1,878,578	79.7
繰入金	744,585	744,584	100.0	災害復旧費	1	0	0.0
繰越金	692,688	692,688	100.0	公債費	1,296,438	1,296,388	100.0
諸収入	445,725	413,053	92.7	諸支出金	46,604	46,404	99.6
町債	1,640,000	641,700	39.1	予備費	14,373	0	0.0
その他	203,250	211,001	103.8				
合計	16,247,139	14,140,138	87.0	合計	16,247,139	11,920,245	73.4

■特別会計

(単位:千円・%)

会計名	予算現額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
国民健康保険	6,143,137	5,566,956	90.6	5,516,354	89.8
公共下水道事業	2,864,745	1,307,383	45.6	1,224,012	42.7
土地区画整理事業	8,884	20,692	232.9	8	0.1
農業集落排水事業	165,283	61,228	37.0	119,854	72.5
介護保険	2,993,865	2,458,738	82.1	2,632,918	87.9
後期高齢者医療	771,812	374,967	48.6	753,117	97.6
合計	12,947,726	9,789,964		10,246,263	

※予算現額(一般会計および特別会計):当初予算額に 4 月以降の補正予算額・予備費充用・費目間の流用・前年度からの繰越明許にかかる繰越額などを増減した後の予算額
 ※会計それぞれの性質および事業の内容により、その執行状況が異なります

■公営企業会計(水道事業)

(単位:千円・%)

区分	予算現額	執行済額	執行割合	
収益的	収入	1,220,847	1,188,098	97.3
	支出	1,133,116	981,226	86.6
資本的	収入	357,202	211,987	59.3
	支出	670,989	477,385	71.1

※収益的:事業の管理・運営に関する収入および支出をいいます
 ※資本的:施設の建設・改良などに関する収入および支出をいいます
 ※資本的収支の支出に対する収入の不足額は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんします
 ※消費税・地方消費税を含みます

■町債等の現在高

●町債

(単位:千円)

区分	年度末現在高
一般会計	13,121,820
特別会計	7,940,056
公共下水道事業	6,814,970
農業集落排水事業	1,125,086
公営企業会計(水道事業)	1,193,524
合計	22,255,400

●一時借入金

なし

※出納整理期間(平成 28 年 4 月・5 月)における借入額を含みます

■基金の現在高

(単位:千円)

区分	年度末現在高
財政調整基金	3,171,600
減債基金	373,100
その他の基金	2,269,514
国民健康保険支払準備基金	280,000
公共下水道整備基金	100
農業集落排水事業債減債基金	96,839
介護給付費準備基金	76,368
土地開発基金(現金)	3,600
合計	6,271,121

平成28年度(平成29年
4月1日付採用予定)
町職員採用
試験案内

試験区分・採用予定人数
下表①のとおり。

受験資格
募集区分ごとに次の要件を満たすこと(町外居住者も受験可)。

一般事務職

高等学校卒業以上の学歴を有する人、または平成29年3月卒業見込の人

昭和51年4月2日以降に生まれた人

健康状態が正常である人

※町では、行政課題の複雑化・多様化・専門化の進展に適切かつ迅速に対応するため、新規卒業者を募集するとともに、民間企業等の職務経験で培われたコスト意識・経営感覚・高い専門性・柔軟な発想力などを有する人材を求めます(特に必要としている職務経験の事例: 建築土木設計・施工管理など)

一般事務職(身体障害者対象)

高等学校卒業以上の学歴を有する人、または平成29年3月卒業見込の人

昭和51年4月2日以降に生まれた人

その他条件 ▼身体障害者手帳の交付を受けている人 ▼活

字印刷文による出題(教養試験・作文試験)に対応できる人 ▼自力による通勤ができ、かつ、介助なしに事務職としての職務に対応できる人 ▼通常の勤務時間(原則として週38時間45分、1日7時間45分)に対応できる人

一級建築士

一級建築士の資格を有する人

昭和51年4月2日以降に生まれた人

健康状態が正常である人

保育士

保育士の資格を有する人、または平成29年3月までに資格取得見込みの人

昭和61年4月2日以降に生まれた人

健康状態が正常である人

欠格事項

次のいずれかに該当する人は受験できません。
▼日本国籍を有しない人
▼成年被後見人または被保佐人禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
▼本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人
▼日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他団体を結成し、またはこれに加入した人

試験の方法

試験は、1次試験、2次試験および身上調査とし、2次試験

は1次試験の合格者に対してのみ行います。身上調査は、受験資格の有無および申込書記載事項の真否について調査します。試験の内容・期日・場所等は下表②③④のとおり。

給与

給与は、町職員の給与に関する条例・規則に基づき支給されます。例えば、学校卒業直後に採用された場合は下表⑤のとおり。

受験手続・受付期間

申込用紙は総務課に直接または郵送で請求してください。封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、あて先を明記して1200円切手を貼った返信用封筒(角型2号)および最終学歴(見込含む)・希望職種・氏名・生年月日・住所・電話番号を明記した書類を必ず同封してください。

申込期間

7月1日(金)～8月1日(月) ※土・日・祝日を除く
午前8時30分～午後5時15分
郵送は8月1日(月)必着

申込方法

総務課に申込書を1部提出。受験料不要。受験申込者には受験票を交付します。

① 試験区分・採用予定人数

試験区分	採用予定人数	職務内容
一般事務職	5人程度(うち身体障害者1人程度)	一般事務
一般事務職(身体障害者対象)		
一級建築士	1人程度	建築関係(設計・施工管理等)業務
保育士	2人程度	保育業務

② 1次試験

試験方法	択一式および作文の筆記試験。作文は主に文章表現力等についての試験(※)
試験区分	A(大学卒) 公務員として必要な大学で履修した程度の一般的知識・知能。社会科学・人文科学・自然科学・判断推理・文章理解(英語を含む)・数的推理・資料解釈
科目	B(短大・高校卒など) 公務員として必要な高等学校で履修した程度の一般的知識・知能。国語・社会・理科・数学・判断推理・文章理解(英語を含む)・数的推理・資料解釈

③ 2次試験

口述試験	個別面接による主に人物についての試験
実技試験等	保育士: 保育に必要なピアノ等の実技試験
身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかの検査

④ 試験日・試験場および合格者の発表

区分	1次試験	2次試験
期日	9月18日(日)	10月下旬ごろ
試験場	茨城大学(水戸市文京2丁目1番1号)	1次試験合格者に通知します
合格者の発表	10月上旬ごろ、本人に通知します。また、町ホームページには合格者の受験番号を掲示します	12月中に、本人に通知します

⑤ 新卒者給料

初任給(平成28年4月現在)		
高校卒	短大卒	大学卒
144,600円	157,300円	176,700円

▼学校卒業後一定の経験年数がある人は、上記金額に一定額が加算されます
▼給料のほか、扶養・住居・通勤・時間外勤務・期末・勤奨手当が支給されます

※ 1次試験の合否判定は筆記試験のみで判定し、作文は2次試験の合否判定資料とします

問い合わせ 〒300-0392 阿見町中央一丁目1番1号 総務課職員係 ☎888-1111 (212・213)

公表します

町職員の給与・定員管理等

総務課職員係 ☎888-1111(211)

1. 総括

① 人件費の状況 (平成 26 年度普通会計決算)

住民基本台帳人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	平成 25 年度の 人件費率
47,524 人 (平成 27 年 3 月 31 日)	14,903,003 千円	481,474 千円	2,836,900 千円	19.0%	19.9%

(注) 人件費には特別職に支給される給料・報酬などを含みます

② 職員給与費の状況 (平成 26 年度普通会計決算)

職員数 (A)	給 与 費				1 人当たり 給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
329 人	1,236,813 千円	175,201 千円	456,777 千円	1,868,791 千円	5,680 千円

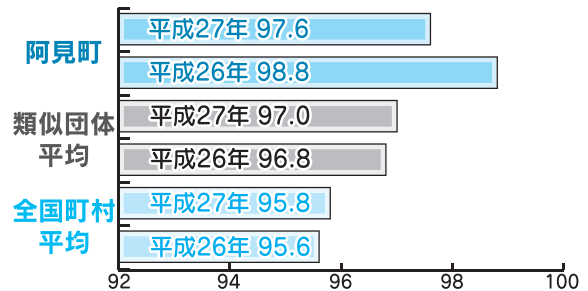
(注) 1 職員手当には退職手当を含みません

2 職員数は、平成 26 年 4 月 1 日現在の人数です

3 給与費については、任期付短時間勤務職員 (再任用「短時間勤務」) の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません

③ ラスパイレス指数の状況 (各年 4 月 1 日現在)

区 分	指 数	
	平成 26 年	平成 27 年
町	98.8	97.6
類似団体平均	96.8	97.0
全国町村平均	95.6	95.8



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です

2 類似団体平均とは、人口規模・産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです

④ 給与改定の状況 (平成 27 年度)

区分	人事院勧告				給与改定率	国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
月例給	410,465 円	408,996 円	1,469 円 (0.36%)	0.36%	0.36%	0.36%

(注) 1 「民間給与」「公務員給与」は、人事院勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です

区分	人事院勧告				年間支給月数	国の支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
特別給 (期末・勤勉手当)	4.21 月	4.10 月	0.11 月	4.20 月	4.20 月	4.20 月

(注) 1 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当および勤勉手当の年間支給月数です

⑤給与制度の総合的な見直しの実施状況について

- ▼概要: 国の給与制度の総合的な見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げおよび地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている ▼給料表の見直し: 実施 ▼給料表の改定実施時期: 平成27年4月1日
- ▼内容: 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況(各項目とも平成27年4月1日現在)

①職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況

▼一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
町	42.2歳	321,200円	380,445円	342,105円
県	42.8歳	336,202円	416,133円	373,302円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
類似団体	41.9歳	313,133円	381,214円	345,081円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当・通勤手当・住居手当・時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、『地方公務員給与実態調』において公表されているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています
- 3 技能労務職の民間との比較において、年齢・業務内容・雇用形態などの点において完全に一致しているものではありません

▼技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
町	55.3歳	316,900円	329,228円	322,935円
うち用務員	56.3歳	321,400円	328,823円	325,823円

②職員の初任給の状況

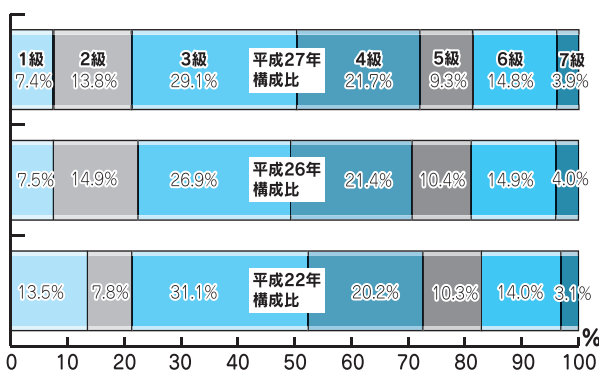
区分		町	国	区分		町	国
一般行政職	大学卒	174,200円	174,200円	技能労務職	高校卒	139,500円	—
	高校卒	142,100円	142,100円		中学卒	131,500円	—

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満
一般行政職	大学卒	279,500円	314,700円	359,100円	384,800円
	高校卒	該当者なし	275,500円	333,300円	363,200円
技能労務職	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	311,600円
	中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

3. 一般行政職の級別職員数等の状況

①一般行政職の級別職員数の状況(平成27年4月1日現在)



区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	15人	7.4%	137,600円	244,900円
2級	主事	28人	13.8%	187,700円	301,900円
3級	主任	59人	29.1%	223,900円	347,700円
4級	係長	44人	21.7%	258,300円	378,700円
5級	課長補佐	19人	9.3%	285,000円	390,700円
6級	課長	30人	14.8%	315,800円	407,900円
7級	部長・次長	8人	3.9%	360,100円	442,600円

(注) 平成22年に6級制から7級制に変更しています(旧給料表を一級一職制に整理)

- (注) 1 町の給与と条例に基づく給料表の級区分による職員数です
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です

②昇級への勤務成績の反映状況: 一律支給

4. 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（平成 26 年度）

区分	町		県		国	
平均支給額	1人当たり平均支給額 1,431 千円		-		-	
支給割合	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	2.60 月分 (1.45 月分)	1.50 月分 (0.70 月分)	2.60 月分 (1.45 月分)	1.50 月分 (0.70 月分)	2.60 月分 (1.45 月分)	1.50 月分 (0.70 月分)
加算措置の状況	職制上の段階・職務の級等による 加算措置 役職加算 5～15%		職制上の段階・職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		職制上の段階・職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です

2 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)は、一律支給です

② 退職手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区分	町		国		
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年	
支給率	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	20.445 月分	25.55625 月分
	勤続 25 年	29.145 月分	34.58250 月分	29.145 月分	34.58250 月分
	勤続 35 年	41.325 月分	49.59000 月分	41.325 月分	49.59000 月分
	最高限度額	49.590 月分	49.59000 月分	49.590 月分	49.59000 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%加算		定年前早期退職特例措置 2～45%加算		
1人当たり平均支給額	16,811 千円		-		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成 26 年度に退職した職員に支給された平均額です

③ 時間外勤務手当

支給実績(平成 26 年度決算)	72,789 千円
職員 1 人当たり平均支給年額(平成 26 年度決算)	458 千円
支給実績(平成 25 年度決算)	67,596 千円
職員 1 人当たり平均支給年額(平成 25 年度決算)	439 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます

④ その他の手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 26 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 26 年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円	同じ	-	22,937 千円	214,368 円
	配偶者扶養の場合第 1 扶養者 6,500 円				
	配偶者非扶養の場合第 1 扶養者 6,500 円				
	配偶者なしの場合第 1 扶養者 11,000 円				
	特定期間(16～22 歳)の加算額 5,000 円				
住居手当	借家:月最高限度額 27,000 円	同じ	-	10,812 千円	277,223 円
通勤手当	公共交通機関利用者/定期券代等の実費:月最高限度額 55,000 円 自動車等利用者/通勤距離片道 2km 以上の場合に距離に応じて 2,000～31,600 円	同じ	-	8,009 千円	56,804 円
管理職手当	支給対象職員:部長 65,000 円 課長 40,000 円 施設長 30,000 円など	異なる	役職における手当額が異なる	19,768 千円	520,208 円

(注) 管理職手当については、平成 16 年 7 月 1 日から 20%削減しています。

5. 特別職の報酬等の状況 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

区 分		月 額		
給料	町 長	722,000 円	期末手当	平成 26 年度 支給割合 3.1 月分
	副町長	585,000 円		
報酬	議 長	369,000 円		
	副議長	330,000 円		
	議 員	313,000 円		
退職手当	(算定方式)		(1 期の手当額)	(支給時期)
	町 長	給料月額×在職年数× 550/100	15,884,000 円	任期毎
	副町長	給料月額×在職年数× 310/100	7,254,000 円	任期毎

(注) 1 退職手当(1 期の手当額)は、4 月 1 日現在の給料月額および支給率に基づき、1 期(4 年= 48 月)勤めた場合における退職手当の見込額です

(注) 2 町長給料 15%削減、副町長・教育長給料 10%削減を平成 17 年 7 月 1 日から実施しています

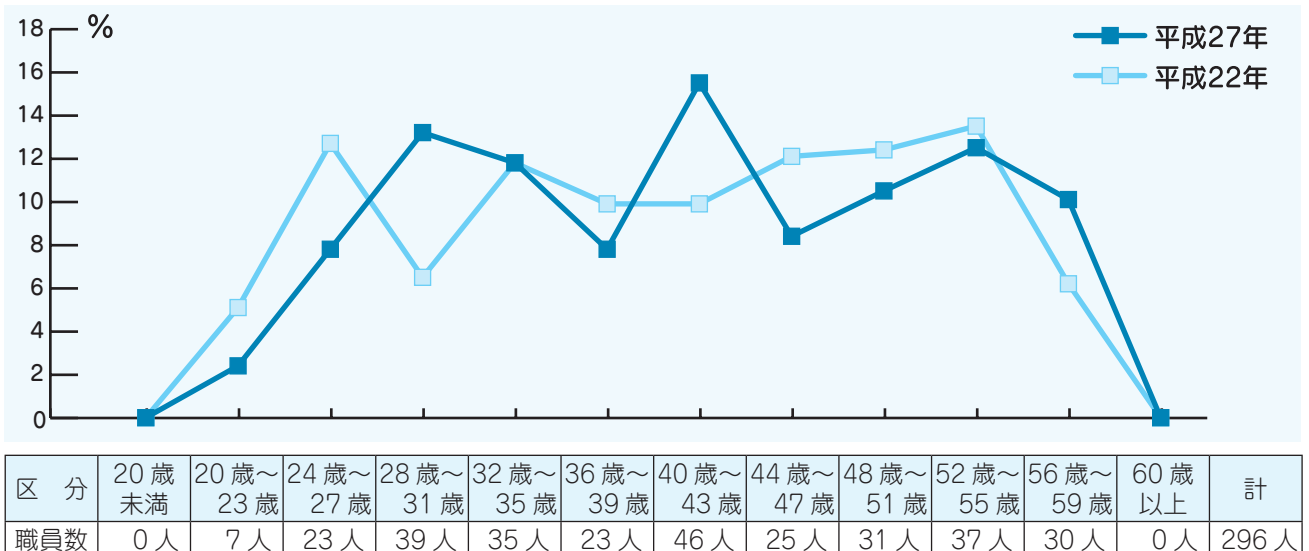
6. 職員数の状況

①部門別職員数と主な増減理由 (各年 4 月 1 日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 26 年	平成 27 年		
普 通 会 計 部 門	一 般	3 人	3 人	0	
	議 会	63 人	66 人	3	消防団業務の移管、定住促進業務増等による増
	総 務	23 人	25 人	2	滞納処分業務の強化による増
	税 務	71 人	71 人	0	
	民 生	23 人	22 人	▲ 1	普通退職不補充による減
	衛 生	11 人	11 人	0	
	農林水産	6 人	6 人	0	
	商 工	27 人	27 人	0	
	土 木	227 人	231 人	4	<参考> 人口 1 万人当たり職員数 ▼町:48.6 人 ▼類似団体:51.90 人
	小 計	38 人	38 人	0	
教育部門	64 人	0 人	▲ 64	稲敷広域市町村圏事務組合への加入による減	
消防部門	329 人	269 人	▲ 60	<参考> 人口 1 万人当たり職員数 ▼町:56.6 人 ▼類似団体:67.07 人	
小 計	4 人	6 人	2	上下水道業務の組織統合による増	
公 営 企 業 等 部 門	水 道	6 人	3 人	▲ 3	上下水道業務の組織統合による減
	下 水 道	17 人	18 人	1	前年度普通退職者不補充による増
	そ の 他	27 人	27 人	0	
小 計	356 人 [470 人]	296 人 [406 人]	▲ 60	<参考> 人口 1 万人当たり職員数 62.3 人	
合 計					

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です 2 []内は、条例定数の合計です

②年齢別職員構成の状況 (平成 27 年 4 月 1 日現在)



7. 公営企業職員の状況（水道事業）

① 職員給与費の状況

▼決算（平成 26 年度）

総費用 A	純損益または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B / A	平成 25 年度の総費用に 占める職員給与費比率
943,962 千円	57,207 千円	29,937 千円	3.2%	3.0%

職員数 A	給 与 費				1 人当たり給与費 B / A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
4 人	17,364 千円	2,362 千円	4,925 千円	24,651 千円	6,163 千円

- (注) 1 職員手当には、退職給与金を含みません
2 職員数は、平成 27 年 3 月 31 日現在の人数です

② 職員の基本給、平均月収額および平均年齢の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	46.0 歳	354,222 円	388,476 円
一般行政職	42.2 歳	321,200 円	463,405 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当などを含みます

③ 職員の手当の状況

▼期末手当・勤勉手当（平成 26 年度）

区分	水道事業	一般行政職
1 人当たり平均支給額	1,231 千円	1,431 千円

(注) 支給割合および加算措置は、一般行政職と同じです

▼退職手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

	水道事業		一般行政職		
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年	
1 人当たり平均支給額	—	—	1 人当たり平均支給額	7,901 千円	23,494 千円

- (注) 1 支給割合および加算措置は、一般行政職と同じです
2 一般行政職の退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 26 年度に退職した職員に支給された平均額です

▼時間外勤務手当

支給実績（平成 26 年度決算）	917 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 26 年度決算）	306 千円
支給実績（平成 25 年度決算）	1,310 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 25 年度決算）	437 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます

▼その他の手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）（※）は平成 26 年度決算の額です

手当名	内容および支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績（※）	支給職員 1 人当たり 平均支給年額（※）
扶養手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	588 千円	294,000 円
住居手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	—	—
通勤手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	97 千円	32,208 円
管理職手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	473 千円	472,800 円

問い合わせ：総務課職員係 ☎888-1111 (211)

夏の交通事故防止

県内の交通事故死者数は5月で70人となり、全国ワースト1位となっています！

交通防災課交通防犯係 ☎888-1111 (276・277)

これからの時期は、学校が夏休み期間に入り、屋外での活動や家族旅行などレジャーの機会が増えて児童・生徒の交通事故が懸念されます。

7月20日～31日は『夏の交通事故防止県民運動』期間となっています。一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの向上、交通事故防止の徹底を図り、安全・安心なまちづくりを実現しましょう！

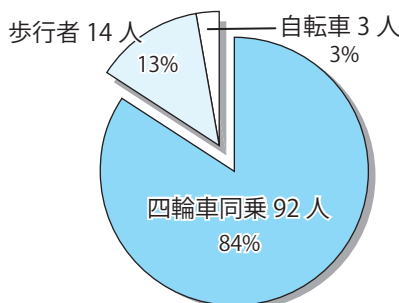
夏休み期間中(7月20日～8月31日)の事故状況

※平成24年～26年の3年間

幼児の交通事故状況

夏休み期間中の幼児の交通事故死傷者数は、四輪車同乗中が8割以上です。

家族旅行など出かける機会が多くなる休み中の運転は、ゆとりをもった計画と万全な体調で安全運転で走行しましょう。

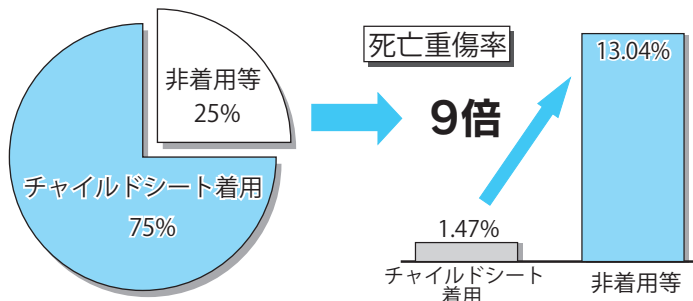


チャイルドシート着用・非着用の違い

チャイルドシートを着用していない場合、着用者に比べ約9倍も死亡や重傷となる率が高くなります。

6歳未満の幼児を乗せて運転するときは、チャイルドシートの着用が法律で義務付けられています。

交通事故の被害から子どもの命を守るためにも、幼児を乗せて自転車を運転する時は、必ずチャイルドシートを着用してください。



- ▼時速40km/hで衝突した場合、体重10kgの幼児の体重は約300kgまで増加します。抱っこでは支えきれません。
- ▼お子さまを車に乗せるときは、体格に合わせたチャイルドシートやジュニアシートを着用させましょう。
- ▼シートベルトは全席着用。**大切な命を守るのは、運転者の責任です。**

小・中学生の自転車事故状況

夏休み中の自転車の死傷者数は期間外に比べて、小学生が1.5倍、中学生は1.2倍上回っています。

- 約7割が交差点などで他の車両と衝突する「**出会い頭衝突**」。
- 「**安全不確認**」や「**徐行違反**」など、**自転車側にも原因あり**。

自転車安全運転利用五則

1. 自転車は車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
5. 子どもはヘルメットを着用



阿見町の地域貢献・ 社会貢献活動団体



町民活動センター ☎888-2051 / 町民活動推進課 ☎888-1111 (272)

『町民活動センター』は、町民が行う自発的で営利を目的としない社会貢献のための活動（市民活動）を支援するとともに、町民との協働のまちづくりを推進するための施設です。

「レイクサイドタウン地区会」

レイクサイドタウンは、大室城跡周辺に宅地開発された霞ヶ浦と筑波山を一望できる住宅団地です。平成元年ごろより入居が始まり、現在は170世帯が暮らしています。60歳以上が41%を占め、小学生はわずか10人、少子高齢化が進んでいます。今回はその地域で活動する3団体を紹介します。

■レイクサイド自作そばを楽しむ会

団地北側にあった約500坪の休耕地を有効活用するため、平成26年に結成されました。

地域の絆づくり・環境美化を目的に活動しており、44人の会員が自らそばの種まきから収穫までを行い、できあがったそばを地域住民に振る舞う試食会を実施しています。



▲そばの実を収穫しました

■レイクサイドもえぎ会（女性ボランティア団体）

今後起こりうる大規模災害において、住民を一人も見逃すことが無いように実施されている「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」の実践活動として、平成22年に結成されました。

日ごろから地域内の助け合い関係を作り、地域の福祉コミュニティづくりを目的に活動しています。現在の会員数は38人、活動は高齢者支援・子育て支援・地区会行事への積極的な参加やそのお手伝いなど、多岐にわたります。



▲100人以上の住民が参加しました

■レイクの森を守る会

団地南側斜面の里山林を中心に活動していた公園緑地里親の会（会員数30人）のメンバーが、環境省が主催した「みどり香るまちづくり」企画コンテストの企画書作りをきっかけとして、平成27年9月に立ち上げました。

同年10月にコンテストに応募したところ、当会の「香りとホタルの森プロジェクト ～風のみち・霞風香るホタルの坂～」が入賞しました。今年2月に環境省で表彰式が行われ、副賞として香りの樹木・苗木約200本をいただきました。

今年4月には住民が100人以上参加して植樹祭を開催し、副賞としていただいた樹木・苗木を植樹しました。今後も住民全員参加で環境美化を行い、地域を愛する心・助け合いの心を育んでいきます。

問 合 せ レイクサイドタウン区長 村木 ☎887-7955

今回の「NPO・ボランティア設立・運営勉強会」は、7月15日（金）実施予定です。市民活動団体の活動日時やその他講座についての情報は、町ホームページまたは町民活動センターだよりをご覧ください。

女性のさらなる 社会進出に向けて

— 女性が輝く社会づくり —



このマークは男女共同参画社会のシンボルマークです

町民活動推進課男女共同参画推進室 ☎888-1111 (271)

DV(ドメスティックバイオレンス)は犯罪であり、人間の尊厳をおとしめる行為です。町では、これらの認識を深めるための啓発活動を行うとともに、相談体制の充実を図ります。

配偶者や恋人からの暴力、DV(ドメスティック・バイオレンス)に悩んでいませんか？

DV(ドメスティックバイオレンス)とは、親密と言われる関係にある人(配偶者・内縁の妻や夫・恋人等)から受ける下記のような暴力のことを言います。また、10代から20代の若者を中心に『デートDV』という、恋人同士の間で暴力によって相手を思い通りにしようとする行為が問題視されています。

【身体的暴力】

▼殴る ▼蹴る ▼髪を引っ張る ▼物を投げる ▼刃物で脅す 等

【性的暴力】

▼嫌がっているのに性行為を強要する ▼避妊に協力しない 等



【精神的暴力】

▼馬鹿にする ▼無視して口をきかない ▼ののしる ▼行動を監視する 等

【経済的暴力】

▼生活費を渡さない ▼仕事を辞めさせる ▼お金を貢がせる 等

町の虐待・DV等の相談状況(平成27年度)

町では「阿見町児童虐待、障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者等からの暴力等の防止に関する条例」に基づき、毎年相談状況について公表します。

相談内容	相談世帯数	相談人数
配偶者等からの暴力	17世帯	17人
児童虐待	18世帯	32人
高齢者虐待(65歳以上)	8世帯	8人
合計	43世帯	57人

※町では各課が相談窓口となり、情報を共有しながら連携をとって対応しています。また、警察・県相談センター・児童相談所等の関係機関と協力し、さまざまな問題についての相談を受け付けています。一人で悩まずにまずはご相談ください。

●問合せ 町民活動推進課男女共同参画推進室 ☎888-1111 (271)

『タウンAM | 女性の会』が地域防災に関する講座を実施しました

青宿の秋桜の会が、2月21日(日)に青宿公会堂で災害時非常用炊き出しと地域防災についての講座を実施しました。

災害時非常用炊き出しの講習では、日本赤十字奉仕団の指導で水と米1合ずつをビニール袋に入れ、沸騰したお湯の中に入れて炊き上げました。

地域防災の講習では、ダンボールとポリバケツで作る簡易トイレ作りや、各家庭の非常用持ち出し袋の点検を行い、いざという時に家庭や地域で何ができるのかを再確認することができました。



▲青宿公会堂で行われました

身近な自然

霞ヶ浦とのふれあい

環境政策課 ☎888-1111 (251)

町は、日本第2位の面積を持つ霞ヶ浦湖畔にあり、自然と共存する町づくりを推進しています。

霞ヶ浦や町の豊かな自然とのふれあいを基本に『自然と暮らし』について学習する事業をご紹介します。お子さんの環境教育の一つとして参加してみたいかをご紹介しますか？

下記の各事業への参加申込・お問い合わせは、環境政策課までお願いします。

『霞ヶ浦湖上体験スクール ～船で霞ヶ浦に出てみよう～』参加者募集

親子で『ホワイトアイリス号』に乗って霞ヶ浦を船上から観察したり、湖の透視度を測ります。また、霞ヶ浦環境科学センターでは、センター内の見学や、顕微鏡によるプランクトン観察などを行います。

- ▼日時: 7月28日(木) 午前9時～午後3時
- ▼内容: 霞ヶ浦の湖上体験・霞ヶ浦環境科学センターの見学
- ▼集合場所: 総合保健福祉会館臨時駐車場
- ▼行き先: 霞ヶ浦環境科学センター等(土浦市)
- ▼対象: 小学生と保護者(祖父母などとの参加も可)
- ▼募集人数: 20組40人(定員で締切)
- ▼参加料: 無料
- ▼持参品: 昼食・飲み物・帽子・筆記用具など
- ▼申込期間: 7月1日(金)～11日(月) ※土・日は除く



▲プランクトンの観察



▲ホワイトアイリス号

『霞ヶ浦湖畔での自然観察会』参加者募集



▲霞ヶ浦湖畔での引き網体験

植物・野鳥の観察や、引き網を使った魚捕りの体験ができます。

- ▼日時: 8月11日(木) 午前8時30分～11時
- ▼内容: 霞ヶ浦湖畔での自然観察体験
- ▼集合場所: 予科練平和記念館臨時駐車場
- ▼行き先: 霞ヶ浦湖畔(大室地内)
- ▼対象: 小学生(3年生以下は保護者の同伴をお願いします)
- ▼募集人数: 25人(定員で締切)
- ▼参加料: 無料
- ▼持参品: 飲み物・帽子・タオル・汚れてもよい服装や履物など
- ▼申込期間: 7月1日(金)～20日(水) ※土・日・祝日は除く

泳げる霞ヶ浦を目指して! 『町家庭排水浄化推進協議会』会員募集

霞ヶ浦は昭和40年代中ごろまでは湖水浴場として泳げるほどきれいで、町民にとって身近な存在でした。町では身近な霞ヶ浦を取り戻すために昭和58年に町家庭排水浄化推進協議会を発足し、霞ヶ浦水質浄化に向けて活動を行っており、主に町内河川の水質調査・小学生との水質調査体験教室・水質浄化キャンペーンなどの活動を実施しています。

現在当協議会では、霞ヶ浦の水質浄化活動に関心のある会員を募集しています。興味がある人はぜひご参加ください。

- ▼問合せ: 町家庭排水浄化推進協議会事務局(環境政策課内)
☎888-1111 (251)



▲昭和40年代の掛馬水泳場

人と自然が共存し 環境を守るまち あみ

注意!あなたの土地が狙われています

～廃棄物の不法投棄・残土の無許可埋め立て～

廃棄物対策課(霞クリーンセンター内) ☎889-0281

悪質な業者から金銭や甘い言葉(うまい話)で土地利用を求められ、安易に同意してしまった結果、大切な土地に廃棄物を不法投棄されたり、質の良くない残土などを埋立られる事案が発生しています。こうした被害を防ぐためには、「うまい話があっても、安易に土地を貸さない」という意思を持つことが必要です。

また、遊休地にいつの間にか不法投棄されていたという事例もあります。道路から奥まった人目につきにくい土地や手入れが行き届かない土地などが狙われています。

定期的な見回り・進入防止柵や不法投棄禁止の看板等の設置が有効です。(['不法投棄禁止']等の看板が必要な場合は、廃棄物対策課までお問い合わせください。)

不法投棄・野焼きを見つけたら不法投棄 110 番 (☎ 0120-536-380) へ!

▼受付時間:平日の午前8時30分～午後5時15分 ※受付時間外は牛久警察署まで

▼問い合わせ:▼牛久警察署☎871-0110 ▼県廃棄物対策課☎029-301-3033

▼町廃棄物対策課(霞クリーンセンター内)☎889-0281

違法なごみ処理は厳しく処罰

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』では、第16条で「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と規定しています。この規定に違反すると、最高で5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金(法人等には3億円以下)の罰金、またはその両方の罰則が科せられます。

町環境保全監視員

町環境保全監視員は、町内全域をくまなくパトロールし、不法投棄、野焼き、無許可による土砂等の埋立・盛土・堆積の監視活動を行っています。

また、町内に不法投棄を未然に防止するために監視カメラを設置し、監視カメラの記録映像の確認・調査なども行っており、町民の皆さまが安心して生活できるような環境の保全に取り組んでいます。

町内をパトロールする町環境保全監視員▶



龍ヶ崎地方衛生組合の情報公開制度運用状況をお知らせします

平成27年度運用状況

公開請求の件数	0件	公開決定の件数	0件	不服申し立ての件数	0件
---------	----	---------	----	-----------	----

龍ヶ崎地方衛生組合とは

8市町村(龍ヶ崎市・牛久市・取手市・利根町・河内町・稲敷市・美浦村・阿見町)で構成する一部事務組合であり、構成する各市町村から搬入される浄化槽の汚泥等の処理を行っています。

▼問い合わせ:龍ヶ崎地方衛生組合総務課 龍ヶ崎市板橋町字安台542番地1 ☎0297-64-1144

障害者福祉

ご存じですか？ 各種支援制度

『障害者福祉サービス』

社会福祉課 ☎888-1111 (164・165)

町では、障害がある人の日常生活を支援するため、次のような福祉サービスを実施しています（主なものを掲載。ほかにもさまざまなサービスがあります）。これらのサービスを利用するには、事前に申請が必要です。また、サービスの種類により介護保険が優先されるものがあります。

障害者総合支援法によるサービスを希望される場合は、18歳以上の人は本人（配偶者を含む）が住民税非課税、生活保護の場合利用料はありません。それ以外の人については原則1割の負担ですが、利用料が負担にならないように、上限額制度が設けられています。18歳以下の児童については世帯で判定し、住民税非課税世帯・生活保護世帯の場合利用料はありません。それ以外の世帯については18歳以上と同じようになります。各福祉手当は、所得制限があるものもありますので、詳しくは社会福祉課までご相談ください。

■手帳制度

●身体障害者手帳

視覚・聴覚・平衡機能・音声言語機能・そしゃく機能・肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）・心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう機能・直腸機能・小腸機能・肝機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能——に永続する障害のある人を対象に交付されます。

●療育手帳

知的に障害のある人が援護を受けやすくするために交付されます。

●精神保健福祉手帳

精神の疾患により日常生活や社会生活に制約がある人が医療や福祉の支援を

受けやすくするために交付されます。

■障害者総合支援法

障害者総合支援法では、障害者の範囲に、身体・知的・精神等の障害のある人のほか、『難病等』が加わり、国の指定する332の難病等の人も対象となります。

●介護給付・訓練等給付

身体・知的・精神等に障害のある人または、難病等（国が指定する332疾患）の人がホームヘルパー派遣等の介護系サービス、就労移行支援などの訓練系サービス、障害者支援施設の通所および入所等のサービスを利用することができます。

サービスを利用するには、

障害支援区分の認定等の手続きとサービス等利用計画の作成が必要となります（介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます）。

●補装具の交付・修理

身体障害者手帳の交付を受けている人または難病等（国が指定する332の疾患）の人に、その障害の程度に応じて補装具の交付・修理を行います。

義眼・つえ・補聴器・義肢・下肢装具・車いす——などが対象です（介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます）。

●自立支援医療

精神通院・精神に疾患のある人が、その治療を受けるための医療費を助成します。

▼更生医療・身体障害者手帳の交付を受けている人に、障害を軽減・回復するために行う治療を受けるための医療費を助成します（角膜・心臓・関節形成手術・血液透析などが対象になります）

▼育成医療・町在住の18歳未満で手術等によって身体上の障害および疾患の改善が見込まれる児童に対して、医療保険による自己負担額の一部を助成します

■福祉手当の支給（平成28年4月現在）

在宅の重度障害者（児）に、各種の福祉手当を支給します（障害の程度・所得額などに一定の条件があります）。

●特別障害者手当

20歳以上で著しく重度の障害があり、常時特別な介護が必要な人に対し、手当を支給します。月額26830円。

●障害児福祉手当

20歳未満で重度の障害がある児童に対し、手当を支給します。月額14600円。

●特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で監護・養育する父母などに対し、手当を支給します。

▼1級：月額51500円

▼2級：月額34300円

●在宅心身障害児福祉手当

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で介護する父母などに対し、手当を支給します。月額5000円。

●難病患者福祉手当

県から『指定難病特定医療費受給者証』の交付を受け治療を受けている人に手当を支給します。在宅で町に住民登録があり、生活保護を受けていない人が対象です（毎年度申請が必要）。月額3000円。

● 公共料金の減免

障害者手帳の交付を受けている人が対象です（一定の条件があります）。

▼ NHK放送受信料の減免・社会福祉課で証明を受ける必要があります

■ 各種割引

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人が対象です。

▼ タクシー料金の割引・県内でタクシーを利用した際、手帳を運転手に提示すると料金が1割引になります

▼ JR運賃・バス運賃・航空運賃の割引・割引の対象には、一定の条件があります。割引率も各交通機関で異なりますので、各交通機関にお問い合わせください

▼ 有料道路料金の割引・身体障害者本人が運転する自動車または重度の身体・知的障害者を乗せて介護者が運転する自動車は、通行料金が割引されます。利用する際には、社会福祉課で割引証明を受ける必要があります

■ 町域生活支援事業

利用にあたっては、障害者手帳を取得しているなど、一定の条件があります。また、

税金の滞納がある人（世帯）は、利用できない場合があります。サービスによっては利用者負担があります。

● 相談支援事業

障害者（児）のさまざまな相談に応じ必要な情報の提供や助言、福祉サービスの利用支援および成年後見制度の利用支援事業を行います。

● 意思疎通支援事業

聴覚障害者などへの手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

● 日常生活用具の給付

日常生活上の便宜を図るため、在宅の重度障害者などに日常生活用具を給付します（介護保険制度が優先。障害の種類・等級など一定の条件があります）。

● 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出など、社会参加のための外出の際の移動を支援します。

● 地域活動支援センター事業

通所により創作的活動の提供等および社会との交流の促進を行い、社会復帰の支援を行います。

● 訪問入浴サービス事業

家庭での入浴が困難な重度の身体障害者に対し、週2回を限度として入浴車を派遣し、入浴の支援を行います（介護保険制度が優先されます）。

● 日中一時支援事業

介護者の都合などにより障害者（児）を一時的に介護できなくなった場合、施設で一時的預かりを行います。

● 自動車運転免許取得費補助事業

身体障害者手帳（1〜4級）を交付されている人が、就労を目的に免許を取得する場合、その費用の一部を10万円を限度に補助します。

● 自動車改造費補助事業

上肢・下肢・体幹機能障害で身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人が、就労などに伴い、自ら運転する自動車を改造する場合、その費用の一部を10万円を限度に補助します。

● 福祉タクシー利用料金助成事業

身体障害者手帳1・2級または、療育手帳①・Aおよび精神保健福祉手帳1・2級の所持者でかつ自立支援受給者証の交付を受けている人で自動車税の減免を受けていない人が、通院のために利用するタクシーの初乗り料金相当分を助成します。年間36枚（じん臓障害で慢性透析療法を受けている人は年間60枚）の利用券を交付します。

● 知的障害者探索支援サービス事業

療育手帳の交付を受けている知的障害者の探索を必要としている家庭などに通報装置（GPS装置）を貸与します。

療育手帳の交付を受けている知的障害者の探索を必要としている家庭などに通報装置（GPS装置）を貸与します。

● 重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業

重度の障害者（児）の家庭生活を送りやすくするため、住宅の一部を改造する場合に費用の一部を助成します。

● 身体障害者健康診査事業

在宅で常時車いすを使用している、脊椎損傷・脳性まひ・脳血管疾患などにより身体障害者手帳を交付されている人に対し、健康診査を行います。施設入所・入院中の人、1年以内に同様の検査を受けた人は対象になりません。検査内容・実施予定日などは『広報あみ』でお知らせします（例年2月に実施します）。

■ 精神障害者デイケア事業

回復期にあり病状が安定している精神障害者で主治医の許可を得られる人に、集団生活指導（デイケア）を行っています。毎月第1・3金曜日の午前9時30分〜11時30分、総合保健福祉会館『さわやかセンター』で行っています。

■ つばみ教室

小学校就学前の障害を有する児童の早期療育を支援する

ために、日常生活における基本動作や機能訓練を行うとともに、保護者の人への相談・助言などを行います。対象の人は、親子で通所が可能な心身に障害を有する小学校入学前の児童および心身に障害を有する未就学児童の保護者の人です。毎週月曜日、木曜日の午前10時〜正午、総合保健福祉会館『さわやかセンター』で行っています。

■ 視覚障害者卓球教室

スポーツに親しむ機会の少ない在宅の視覚障害者の人たちが、運動を通じて身体の維持増強を図りながら互いの交流を深め、社会参加の促進を図ります。対象の人は、視覚に障害を有する人になります。毎月第2・4月曜日の午前10時〜11時30分、総合保健福祉会館『さわやかセンター』で行っています。

■ 町軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の健全な言語や社会性の発達を支援するため、補聴器購入に係る費用の一部を助成します。助成額は補聴器購入に必要な額と基準額を比較して少ない額の3分の2（千円未満切捨て）となります。

■ 補聴器購入支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の健全な言語や社会性の発達を支援するため、補聴器購入に係る費用の一部を助成します。助成額は補聴器購入に必要な額と基準額を比較して少ない額の3分の2（千円未満切捨て）となります。

なくそう

高齢者への虐待

高齢者の虐待を地域で防ごう

高齢福祉課高齢福祉係 ☎888-1111 (141・142)

高 齢者が住み慣れた環境の中で、意思が尊重され、尊厳を持って生活することとはとても大切なことです。

しかし、高齢者を介護している人の孤立や介護疲れ、ストレスが原因による高齢者への虐待が社会問題になっていきます。高齢者虐待のことを知り、見守り、気づくことで、虐待の起こらない地域づくりをお願いします。

虐待とは何か？

何が虐待かは、人によって考え方がまちまちかもしれません。しかし、皆さんに虐待を発見していただくためには、次の5つを「虐待」と捉えることが重要になります。

① 身体的虐待

暴力的行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的・継続的に遮断する行為。

▼具体的な例：▽平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる

▽ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体を拘束・

抑制するーなど

② 介護・世話の放棄・放任

意図的であるか結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

▼具体的な例：▽入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮ふが汚れている▽水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症

▽室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる▽高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを相応の理由なく制限したり使わせない▽同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置するーなど

▽脅しや侮辱などの言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的・情緒的苦痛を与えること。

▼具体的な例：▽排せつの失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢

者に恥をかかせる▽どなる、ののしる、悪口を言う

▽侮辱を込めて子どものように扱う▽高齢者が話しかけているのを意図的に無視するーなど

④ 性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。

▼具体的な例：▽排せつの失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する▽キス、性器への接触、性的関係を強要するーなど

⑤ 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

▼具体的な例：▽日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない▽本人の自宅等を無断で売却する▽年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用するーなど

虐待の防止と早期発見のために

高齢者への虐待は、虐待を行っている人に自覚がなかったり、虐待を受けている高齢

者本人が家族に遠慮したり、世間体を気にしたりして、虐待の事実がわかりづらいことがあります。また、高齢者虐待防止法では、「虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は、市町村の相談窓口に通報しなければならぬ」と定められています。

虐待の背景には、高齢者本人と養護者・家族との人間関係、過重な介護負担、認知症介護の困難さ、地域社会での家族の孤立などさまざまな問題があり、往々にしてそれらが絡み合っています。1人で悩まず、ご相談ください。

相談や通報をお願いします

町および町地域包括支援センターでは、虐待の通報や相談を受けた場合、高齢者の状況を確認し、さまざまな関係機関と連携して家族や高齢者本人に必要な支援を行います。

● 高齢福祉課高齢福祉係
☎888-1111(141・142)

● 町地域包括支援センター
(町社会福祉協議会内)
☎887-8124

65 歳以上の皆さんへ 介護保険料の 納付について



普通徴収の人は 7 月に納付書が発送されます

高齢福祉課介護保険係 ☎888-1111 (726・141)

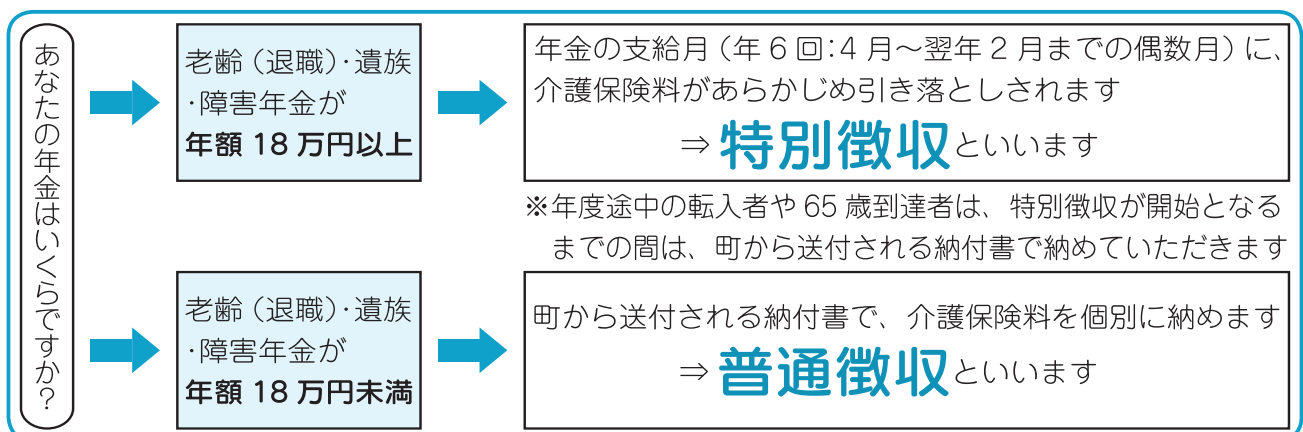
65 歳以上の人の介護保険料

皆さんに納めていただく介護保険料は、『特別徴収』と『普通徴収』の 2 種類の方法により徴収しています。保険料は、介護保険を運営するための大切な財源となります。誰もが安心して介護サービスを利用できるよう、保険料の納付にご理解・ご協力をお願いします。

区分	対象	年間保険料
第 1 段階	生活保護法の被保護者	28,000 円
	高齢福祉年金受給者(町民税非課税世帯)	
	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	
第 2 段階	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下	46,800 円
第 3 段階	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超	46,800 円
第 4 段階	本人が町民税非課税で、同一世帯に課税者がいて、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	56,100 円
第 5 段階	本人が町民非課税で、同一世帯に課税者がいて、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超	62,400 円
第 6 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円未満	74,800 円
第 7 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満	81,100 円
第 8 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満	93,600 円
第 9 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 290 万円以上	106,000 円

保険料の納め方

65 歳以上の人の介護保険料の納め方は 2 種類(特別徴収・普通徴収)あり、受給している年金の額によって納付の方法が異なります(年金を受給されていない人は、すべて普通徴収となります)。



お支払いでお困りの人は

特別な事情もなく保険料を滞納すると、介護サービス利用時に、滞納した期間に応じて給付制限を受けることがあります。お支払いでお困りの人は、分割納付の制度もありますのでご相談ください。

また、次のような保険料の軽減制度もあります。

●生計が困難な人の減額

世帯全員が住民税非課税で、世帯の年間収入・預貯金・資産等が一定の要件に該当する場合

●災害などによる減免

災害などの特別な事情により、お支払いが一時的に困難となった場合

●問い合わせ: 高齢福祉課介護保険係 ☎888-1111 (726・141)

低所得者等の 自己負担額軽減



8月から制度が変わります！

高齢福祉課介護保険係 ☎888-1111 (726・141)

介護保険3施設（ショートステイを含む）での居住費（滞在費）・食費は利用する人が全額負担することになっていますが、所得の低い人の負担が重くなり過ぎないように、利用者負担段階に応じて負担を軽減しています。軽減を受けるには申請が必要です。 ※グループホーム・有料老人ホームでのご利用はできません

負担軽減の対象となる人は？

利用者負担段階が、下記の『第1段階』～『第3段階』に該当する人です。

利用者負担 第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ▼住民税が世帯非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ▼生活保護を受けている人 ▼境界層に該当する人（負担の低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態になる人）
利用者負担 第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ▼住民税が世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間で80万円以下の人 ▼境界層に該当する人（負担の低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態になる人）
利用者負担 第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ▼住民税が世帯非課税で、利用者負担第2段階に該当しない人 ▼境界層に該当する人（負担の低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態になる人） ▼利用者負担第4段階で、下記の『特例減額措置』を受けられる人
利用者負担 第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ▼世帯内に住民税を課税されている人がいるが、本人が住民税非課税の人 ▼本人が住民税を課税されている人

※利用者負担第4段階で『特例減額措置』を受けられる人

利用者負担第4段階の人は、自己負担額軽減『特定入所者介護（支援）サービス費』の対象とはなりません。しかし、高齢夫婦世帯などで一方が施設に入所し、居住費・食費を負担することで生計が困難になるなど一定の要件を満たし、申請により認められた人は、利用者負担第3段階と同様の『特例減額措置』を受けることができます。詳しくは高齢福祉課までお問い合わせください。

◎利用者負担が第1～3段階の人でも、以下の①②のいずれかに該当する場合は自己負担額軽減『特定入所者介護（支援）サービス費』の対象となりません

- ①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税者である
- ②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者が住民税非課税）でも、預貯金等が一定額（単身1,000万円、夫婦2,000万円）を超える

8月から負担軽減額の支給基準が変わります！

平成28年8月から、利用者負担第2・3段階の支給基準である収入の要件に非課税年金（遺族年金・障害年金）の収入を追加します。

そのため、上記の表の利用者負担第2段階『▼住民税が世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間で80万円以下の人』は『▼住民税が世帯非課税で、合計所得金額と年金収入額の合計が年間で80万円以下の人』に変わります。

※現在自己負担額軽減を受けていて、非課税年金（遺族年金・障害年金）を受給されている人は、平成28年8月以降の利用者負担段階が変更になる可能性があります。ご注意ください

8月から 更新です

国保

国保税
納めて安心
わが家の健康

国保年金課国保係 ☎888-1111 (131~133)

国 保から交付されている以下の受給者証や認定証は、毎年7月31日までの有効期限となっており、8月から更新となります。

自己負担割合の判定方法

● 国民健康保険高齢受給者証

70歳から74歳の国保加入者に交付されるもので、70歳になられた月の翌月(1日生まれの人は当月)から高齢受給者証を使用します。現在交付されている受給者証の有効期限は7月31日までです。新しい受給者証は7月中旬にお送りします。前年中の所得に応じて自己負担割合が左記のとおり記載されています。

▼2割(特例措置により1割)
…住民税課税所得が14.5万円未満で、昭和19年4月1日までに生まれた人

…住民税課税所得が14.5万円未満で、昭和19年4月1日までに生まれた人

▼ 国民健康保険高齢受給者証

国民健康保険高齢受給者証	
交付年月日 平成 年 月 日	
記号	番号
世帯主	住所
氏名	氏名
対象被保険者	氏名
生年月日	年 月 日
一部負担金の割合	
発効期日	平成 年 月 日
有効期限	平成 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	0:80580 茨城県 阿見町

▼2割…住民税課税所得が14.5万円未満で、昭和19年4月2日以降に生まれた人

▼3割…住民税課税所得が14.5万円以上の人(現役並み所得者)

※現役並み所得者と判定される所得であっても、該当者の収入合計が2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合、申請により2割(昭和19年4月1日までに生まれた人は、特例措置により1割)負担となる場合があります。該当する人には通知をお送りします

医療費が高額なときは

● 限度額適用認定証

国保加入者が高額な医療を受けた際、一つの医療機関での1か月の医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。

▼交付条件…所得申告がされている▼国保税に未納がない

※70歳から74歳の住民税課税世帯の人は、「高齢受給者証」を提示することで限度額の適用が受けられますので、申請は不要です。

● 標準負担額減額認定証

入院時の食事代が軽減される認定証で、住民税非課税世帯が対象となります。

※標準負担額減額認定証が交付されてから90日以上入院している人は、申請により食事代がさらに軽減されます。詳しくはお問い合わせください。

▼ 国民健康保険限度額適用認定証

国民健康保険限度額適用認定証	
交付年月日	
記号	番号
世帯主	住所
氏名	氏名
適用対象者	生年月日
発効期日	
有効期限	
適用区分	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	* * 0 8 0 5 8 0 茨城県稲敷郡 阿見町

▼ 限度額適用認定証の交付対象者

高額な医療を受ける人	保険証とあわせて医療機関に提示するもの	事前申請
国民健康保険 70歳未満の人	限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証	必要
70歳から74歳の非課税世帯の人	高齢受給者証と限度額適用・標準負担額減額認定証	必要
70歳から74歳の課税世帯の人	高齢受給者証	不要

くはお問い合わせください。
● 認定証の更新について
8月以降の更新および新規交付を希望する人は、8月中に申請してください。(7月から申請できます)

▼必要なもの…▼申請する人の国保の保険証▼印鑑▼来庁する人の身分証(運転免許証等)もあわせて持参してください。
※別世帯の人が申請する場合は、委任状と代理人の身分証(運転免許証等)もあわせて持参してください。

8月から新しくなります

後期高齢者医療被保険者証

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

▼自己負担割合の判定

区分	負担割合	判定基準
現役並み所得者	3割	本人または同一世帯内の被保険者の住民税の課税所得が145万円以上である ※文中『現役並み所得者』参照
一般	1割	上記以外

※所得の変更により、負担割合が変わることがあります

被保険者証の更新

後期高齢者医療制度の被保険者証の有効期限は7月31日までとなっており、8月から更新となります。また、『後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証』についても、8月から更新となります。

後期高齢者医療制度の被保険者証の有効期限は7月31日までとなっております。新しい被保険者証は7月下旬に郵送します。医療機関での自己負担割合には『1割』と『3割』があり、

▼被保険者証

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成29年 7月31日	
被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
資格取得年月日	
発効期日	
交付年月日	
一部負担金の割合	
被保険者番号並びに被保険者の名称及び印	39084439 茨城県後期高齢者医療広域連合

前年の所得をもとに判定され、8月1日から翌年の7月31日までの1年間の負担割合が決まります。後期高齢者医療保険料の納め忘れがありますと、8月以降の被保険者証の有効期限が短くなることがあります。まだ納付されていない人は、お早めにお納めください。有効期限を過ぎた古い被保険者証は、国保年金課窓口までご返却いただくか、切り刻むなどして各家庭の責任で処分してください。

▼限度額適用・標準負担額減額認定証

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
発効期日	
有効期限	平成29年 7月31日
適用区分	
長期入院該当年月日	保険者印
被保険者番号並びに被保険者の名称及び印	39084439 茨城県後期高齢者医療広域連合

▼現役並み所得者（3割負担）…同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人。ただし、被保険者の総収入合計が2人以上で520万円（1人の場合383万円）未満の場合、申請により『一般』の区分となり1割負担となります。

※このほか、被保険者が1人で同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合、その人も含めて総収入合計が520万円未満の場合には、申請により『一般』の区分と同様となり、1割負担となります。

認定証の更新

世帯全員が住民税非課税の人には、『後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、認定証）』が交付されます。この認定証を医療機関に受診する際に提示することで、医療費が1か月の自己負担限度額（保険診療分）までとなります。また、入院時の食事代も減額されます。なお、申請した月の初日から適用され、有効期限は7月31日までとなります。現在認定証をお持ちの人で8月以降も引き続き該当になる人は、申請が不要になり、被保険者証に同封されて郵送されます。新規該当者には申請のお知らせを郵送します。

後期高齢者医療制度の 保険料と納め方



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

▼保険料と賦課限度額

$$\text{保険料(年額)} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

(100円未満切捨て)

均等割額	所得割額
定額 39,500円	所得から計算 (総所得金額等 * - 33万円) × 8.0%

賦課限度額(年額) = 57万円

(どんなに所得の高い人でも保険料の上限は年額57万円です)

* 総所得金額等とは、『年金収入－公的年金控除』・『給与収入－給与所得控除』・『事業収入－必要経費』等で、各種所得控除前の金額です。また、退職所得以外の分離課税の所得金額(土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の額)も総所得金額等に含まれます

▼均等割額の軽減

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等が次の場合	軽減割合
33万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(その他各種所得がない場合)	9割
33万円以下の世帯	8.5割
33万円 + 「26万5千円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	5割
33万円 + 「48万円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	2割

※収入が公的年金の人は、年金収入額から公的年金控除(年金収入額が330万円以下は120万円)を差し引き、65歳以上の人は、さらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いて判定します

※複数の年金を受給している人は、優先順位の高い年金が特別徴収対象年金になります。例えば、厚生年金と共済年金を受給している場合、厚生年金が優先順位の高い年金になります

※年金支給額とは、受け取りになっている年金総額ではなく、介護保険料が引き落とされている年金の支給額です

▼年度途中で後期高齢者医療制度に加入した人

▼年金支給額とは、受け取りになっている年金総額ではなく、介護保険料が引き落とされている年金の支給額です

▼受給している年金が年額18万円未満の人

▼介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が、年金支給額の2分の1を超える人

均等割額軽減

『世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額』が

保険料の軽減措置

後期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに見直され、個人ごとに算定して、定額の『均等割額』と所得に応じて計算される『所得割額』の合計となります。

所得割額軽減

基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の人は、所得割額が5割軽減されます。

※軽減判定の注意：世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合も、世帯主の総所得金額等は軽減判定の対象になります

左表に該当する場合は、保険料の均等割額が軽減されます。

被扶養であった人の軽減

後期高齢者医療制度の加入日の前日において、被用者保険(全国健康保険協会・旧政府管掌・組合保険・船員保険・共済組合)の被扶養であった人は、均等割額が9割軽減され、所得割額の負担はありません。

※国民健康保険・国民健康保険組合の加入者であった人は該当しません

保険料の納め方

後期高齢者医療制度の保険料の納め方は、▼特別徴収…年金から引かれる方法 ▼普通徴収…納付書や口座振替により納める方法の2通りがあります。

原則として特別徴収となりますが、次に該当する人は普通徴収となります。



ご利用ください

『免除』・『猶予』制度

第1号被保険者で保険料を納めるのが困難なときは、未納のままにせず、国保年金課で手続きを。

国保年金課国民年金係 ☎ 888-1111 (136・137)



経済的な理由等で国民年金保険料 16,260 円／月（平成 28 年度）を納付することが困難な場合には、申請により免除・猶予となる制度があります。申請手続きは、国保年金課またはうずら出張所で『国民年金保険料免除・納付猶予申請書』に必要事項を記入して届出ください。後日、日本年金機構が前年の所得などを審査して結果（承認・却下）をお手元に通知します。平成 28 年度の受付は 7 月 1 日（金）からとなります。

免除等が申請できる期間が拡大されました

平成 26 年 4 月から法律が改正され、申請時点から 2 年 1 か月前までの期間について、さかのぼって免除等を申請できるようになりました。

▼免除等の申請可能期間と前年所得の関係 ※平成 28 年 7 月時点

	免除等の申請が可能期間	審査の対象となる前年所得
平成 25 年度分	平成 26 年 6 月	平成 24 年中所得
平成 26 年度分	平成 26 年 7 月～ 27 年 6 月	平成 25 年中所得
平成 27 年度分	平成 27 年 7 月～ 28 年 6 月	平成 26 年中所得
平成 28 年度分※	平成 28 年 7 月～ 29 年 6 月	平成 27 年中所得

※平成 28 年度分は、平成 28 年 7 月になってから申請ができます。

▼申請時の注意点

▼年度ごとに申請書の提出が必要です

1 枚の申請書で申請できるのは 7 月から翌年 6 月までの 1 年度分です。複数年度の申請を希望される場合は年度ごとの申請書の提出が必要です。

▼過去の所得で審査します

申請する年度に対応する前年所得（上記の表のとおり）に基づき審査を行います。また、世帯主や配偶者がいる人は、世帯主や配偶者の所得審査がありますので、ご本人の所得が少ない場合でも免除等が承認されない場合があります。

※若年者納付猶予については、世帯主の所得審査はありません

▼すみやかに申請してください

過去分の免除等の申請は、申請が遅れると下記のとおり申請できる期間が短くなります。

平成 28 年 7 月に免除等を申請 → 平成 26 年 6 月まで申請が可能

平成 28 年 8 月に免除等を申請 → 平成 26 年 7 月まで申請が可能

▼免除の割合と納付額（平成 28 年度：月額 16,260 円の場合）

免除の割合	納付額
全額免除	0 円
4 分の 3 免除	4,070 円
半額免除	8,130 円
4 分の 1 免除	12,200 円

※保険料の一部免除の承認を受けた場合は、一部納付保険料を納めないと未納期間扱いとなります

お願い

平成 26 年 4 月から、2 年 1 か月前までの期間について免除等の申請ができるようになりましたが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合があります。免除等の申請は、毎年 7 月～ 8 月までの間にすみやかに申請していただきますようお願いいたします。

納付に関するお問い合わせ：土浦年金事務所 ☎ 825-1170（自動音声案内）

各種予防接種 のお知らせ



健康づくり課保健予防係(総合保健福祉会館内) ☎888-2940

日本脳炎

日本脳炎予防接種は日本脳炎の予防接種後に重い病気になった事例をきっかけに、平成17年度から平成21年度まで日本脳炎の予防接種のご案内を行いませんでした。その後、新しいワクチンが開発され、現在は日本脳炎の予防接種を通常通り受けられるようになっています。

日本脳炎の予防接種は1期(3歳以上7歳未満)を3回、および2期(9歳以上13歳未満)を1回の合計4回の接種で接種完了となります。

平成19年4月1日以前に生まれて20歳未満の人は、日本脳炎の予防接種を受けることができます。母子健康手帳で接種歴を確認し、不足している場合は接種を受けてください。なお、不足分の接種スケジュールについては、医師とご相談ください。

2種混合(ジフテリア・破傷風)

2種混合予防接種は幼少期に接種した3種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風)でついた基礎免疫を強くするために、11歳以上13歳未満のお子さんに行う予防接種です。小学校6年生の保護者には、4月に予診票と案内を送付しましたのでご確認ください。

麻しん風しん混合

麻しん風しん混合予防接種は、第1期(1歳～2歳未満)と第2期(年長児)の2回接種が必要です。まだ接種がお済みでない人は、早めに接種を受けてください。

▼接種対象期間

第1期:1歳～2歳未満の1年間

第2期:平成22年4月2日～平成23年4月1日
生まれのお子さんで就学前の1年間
(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

子どもの予防接種の受け方

県内の予防接種協力医療機関に事前に予約をし、「予防接種予診票」「母子健康手帳」「保険証」を持参して、接種してください。

接種対象の人で、お手元に予診票がない場合は発行しますので、保護者が母子健康手帳と印鑑を持参のうえ、健康づくり課窓口にお越しください。

※転出間際の予防接種を予定されている人は、健康づくり課までお問い合わせください

高齢者肺炎球菌予防接種

以下の生年月日の人が**初めて高齢者肺炎球菌の予防接種を受ける場合**、接種費用の一部助成を受けることができます。対象となる生年月日の人には5月に予診票と案内を送付しましたのでご確認ください。

また、60～65歳未満の人で、心臓・腎臓・呼吸器疾患・ヒト免疫不全ウイルスによる疾患により身体障害者手帳1級を取得している人も、初めてこの予防接種を受ける場合には助成を受けることができます。予診票交付手続きが必要になりますので、健康づくり課までお問い合わせください。

▼今年度の対象者(以下の生年月日の人で、初めてこの予防接種を受ける人が対象になります)

65歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日
70歳	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日
75歳	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日
80歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日

85歳	昭和6年4月2日～昭和7年4月1日
90歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日
95歳	大正10年4月2日～大正11年4月1日
100歳	大正5年4月2日～大正6年4月1日

▼助成期間

平成29年3月31日まで

▼助成金額

3,000円(接種費用から助成額を差し引いた額は自己負担となります)

新たな 町都市計画マスタープランを 策定しました

都市計画課 ☎888-1111 (232)

町では、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて新たな町の都市計画マスタープランの策定作業を進め、平成 28 年 3 月に策定しました。今回は、町都市計画マスタープランの概要をご紹介します。なお、計画の詳細は町ホームページおよび都市計画課窓口において閲覧することができます。

『都市計画マスタープラン』とは

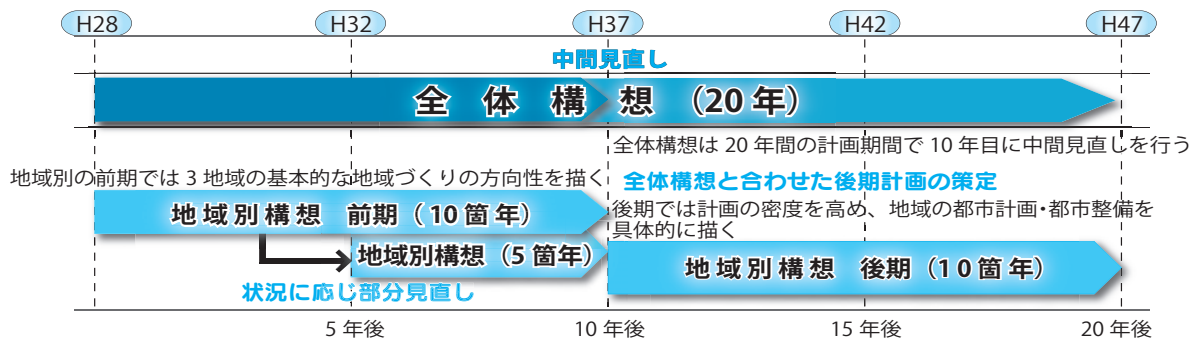
都市計画マスタープランとは、長期的な視点にたった都市の将来像を明確にし、その将来像の実現に向けての取組の方向性を明らかにするものです。

社会構造の変化や自然災害リスクが高まるなか、より安全で快適かつ豊かで住みやすいまち、そして将来的に持続可能で活力ある地域づくりを推進するために、さまざまな都市整備の課題を踏まえ、土地利用の総合的な方針、市街地の整備方針や道路・公園・下水道などの都市施設の整備方針など、計画的なまちづくりの方策を示します。

計画の構成および目標年次

本計画の目標年次は、長期的なビジョンの実現を目指す全体構想については 20 年間、地域ごとの具体的な整備方針を示す地域別構想については 10 箇年（前期計画・後期計画）を基本とします。

- 全体構想・・・長期的なビジョンの実現を目指す
- 地域別構想・・・地域ごとの具体的な整備方針を示す



町都市計画マスタープランの都市づくり基本理念

第 6 次総合計画の基本理念に基づき、これから 20 年を展望した計画の基本理念を以下の 3 つに集約します。

基本理念	考え方
1 定住促進	自然と調和した快適で住みやすく活力あるまちづくり
2 安全・安心	安全・安心が実感できるまちづくり
3 協働	町民とともに作りあげるまちづくり

目指すべき将来都市像

人と自然が織りなす、輝くまち

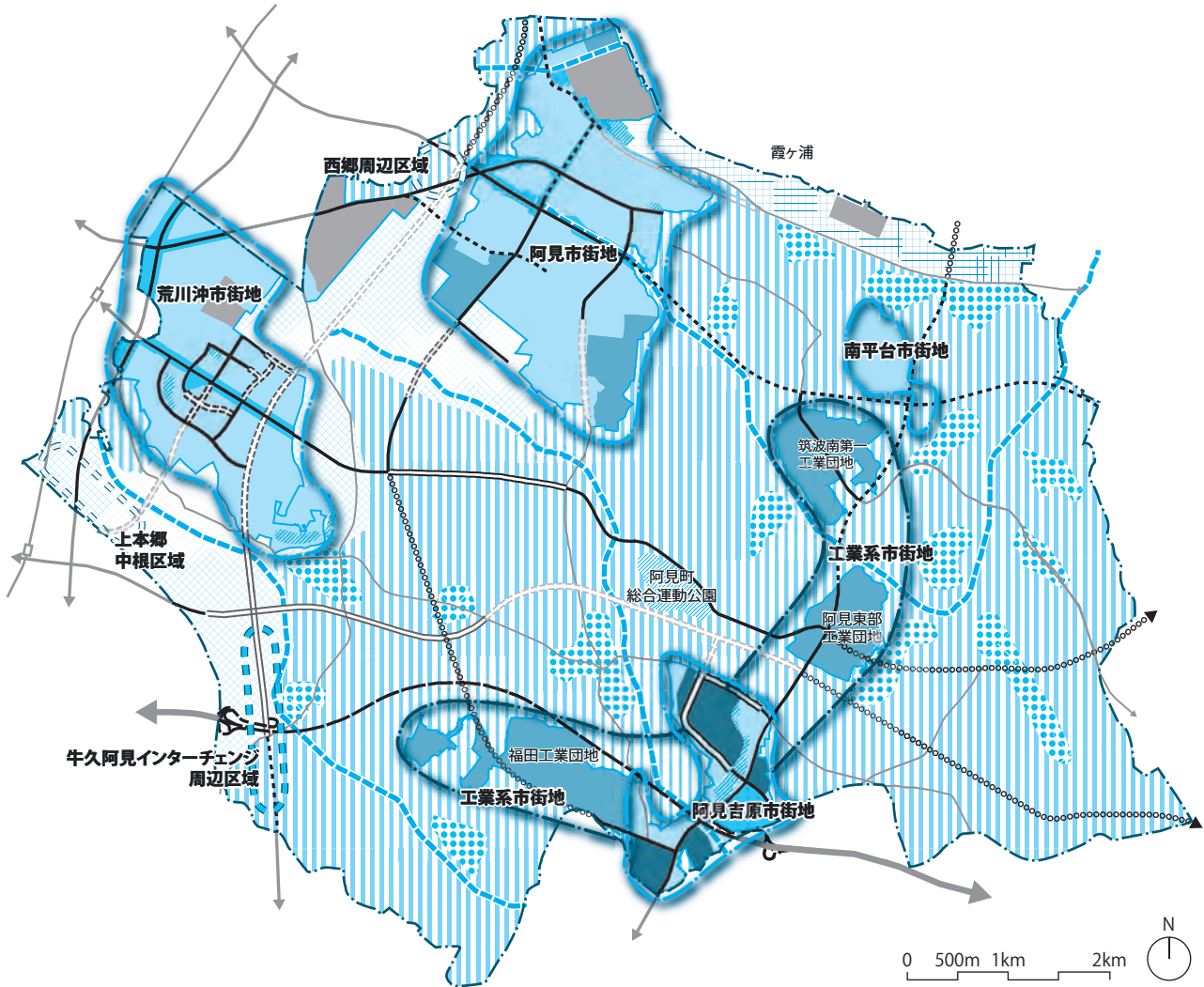
目標人口（人口フレーム）

50,000 人（平成 47 年）

土地利用に関する方針

- ① 自然との調和を基調とし、都市部と集落部とが連携した効率的な土地利用の推進を図ります
- ② 快適で暮らしやすい住環境を目指す土地利用の推進を図ります
- ③ 持続可能なまちの活力を支える土地利用の推進を図ります

土地利用方針図



凡例

- | | | | | |
|--|--|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域 市街化区域 | <ul style="list-style-type: none"> 住居系市街地 商業・業務地 工業用地 流通・業務地等 自衛隊関連施設 集落地 公園・緑地 | <ul style="list-style-type: none"> 湖岸・河川活用ゾーン 緑地環境活用ゾーン 緑地環境共生ゾーン 市街地ゾーン 生産・流通ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> 将来市街地検討ゾーン 牛久阿見インターチェンジ周辺区域 上本郷中根区域および西郷周辺区域 | <ul style="list-style-type: none"> (整備の状況) 整備済 整備中(短期) 整備中(中期) 未着手(短期) 未着手(中期) 未着手(長期) |
| <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路 自動車専用道路 構想路線 | | | | |

市街地ゾーンの土地利用の方針

市街地ゾーン	土地利用の方針
阿見市街地	都市機能の充実を図り、快適で暮らしやすい市街地を目指します
荒川沖市街地	にぎわいと魅力ある都市拠点の形成を目指します
阿見吉原市街地	商業・流通・生産機能と居住環境が調和したまちづくりを推進します
南平市街地	地区計画制度などにより良好な居住環境を維持するとともに、適正な土地利用を誘導します

ようこそ! ふれあい地区館へ

みなさんのご参加をお待ちしています!



※各地区館事業の詳細は各ふれあい地区館事務局または生涯学習課にお問い合わせください

(生涯学習課生涯学習係(中央公民館内) ☎888-2526)

阿見小学校区ふれあい地区館

- 7月: ④夏休み創作教室①
 8月: ④夏休み創作教室②
 9月: ③⑤パン作り教室②④園芸教室①
 10月: ②④園芸教室②
 11月: ⑥秋季ソフトバレーボール大会①イベントまつり②体力測定①ふれあいスポーツ交流会
 12月: ①ふれあいウォーキング
 1月: ④料理教室①
 2月: ④料理教室②①ふれあい演奏会③⑤うどん打ち教室

※他に行政区への「お届け事業」や各部会の移動学習も計画しています

事務局担当 酒井 武

阿見小学校区の皆さまとの「ふれあい地区館」の活動を通し、地域の皆さまと明るく、楽しく、気軽に参加できる「ふれあい地区館」にしていきたいと思ひます。
 どうぞよろしくお願いいたします。

●問い合わせ 中央公民館 ☎888-2526

実穀小学校区ふれあい地区館

- 7月: ④夏休み映画会
 8月: ②健康教室スクエアステップ
 9月: ⑤移動学習
 10月: ②⑥体力測定
 ③趣味の教室④移動学習
 11月: ①ふれあい地区館まつり①ふれあいスポーツ交流会②本郷小学校区とのグランドゴルフ交流会
 12月: ④料理教室③趣味の教室
 ②輪投げ・カラオケ大会

1月: ⑤映画会

2月: ②閉級式

※他に行政区への「お届け事業」も計画しています

事務局担当 菅谷 和雄

実穀小学校区の皆さまとの「ふれあい」を通して、地域のニーズに沿った「お届け事業」を企画・実行し、ふれあい地区館活動を充実させていきたいと思ひます。
 どうぞよろしくお願いいたします。

●問い合わせ 本郷ふれあいセンター ☎830-5100

吉原小学校区ふれあい地区館

- 7月: ①救命講習会①グランドゴルフ体験会④自然観察学習(牛久自然観察の森)
 8月: ⑤⑥近隣名所ハイキング(筑波山)
 9月: ②創作教室
 10月: ①第26回吉原ふれあい広場
 11月: ①第2回グランドゴルフ吉原小学校区大会
 ①ふれあいスポーツ交流会
 12月: ①防犯教室
 1月: ④映画鑑賞会・ビンゴ&輪投げ大会
 2月: ①カラオケ・輪投げ大会
 3月: ②お楽しみゲーム大会
 通年: ②神社清掃、学校支援、シルバーリハビリ体操

※他に行政区への「お届け事業」や各部会の移動学習も計画しています

事務局担当 関川 敏明

地域の皆さまのふれあいと交流の場である「ふれあい地区館」の活動を通して、「人が輝き まちが活きる 学びのまちを目指して」努力して参りたいと思ひます。
 どうぞよろしくお願いいたします。

●問い合わせ 中央公民館 ☎888-2526

本郷小学校区ふれあい地区館

- 7月: ②初歩ウォーキング①映画会
 8月: ④夏休み映画会
 9月: ①三世代交流会
 10月: ②⑤移動学習
 11月: ①ふれあい地区館まつり①ふれあいスポーツ交流会②本郷小学校区とのグランドゴルフ交流会
 12月: ④冬休み映画会
 1月: ②新春映画会
 2月: ⑤トンボ玉教室
 ②閉級式・輪投げ大会

通年: ②グラウンドゴルフ交流会

※他に行政区への「お届け事業」や各部会の移動学習も計画しています

事務局担当 加藤木 司

本郷小学校区の皆さまとの出会いが、何よりの宝物となりました。4年目も「明るく」「楽しく」「前向き」をモットーに、活力ある「ふれあい地区館」にしていきたいと思ひます。
 どうぞよろしくお願いいたします。

●問い合わせ 本郷ふれあいセンター ☎830-5100

■ふれあい地区館事業とは？

ふれあい地区館事業は、平成2年4月に『生涯学習の町AMI』を目指してスタートし、今年度で27年目を迎えました。「いつでも」「どこでも」「だれでも」を合い言葉に各行政区の集会施設等に出向き、地域の要望に沿った事業を展開する“届ける生涯学習”を中心に、町民ひとりひとりが身近で気軽に学習できるようにすることを、ねらいとしています。

■ふれあい地区館の各部会

- ①運営委員会 ②高齢者部会・シニア部会・オレンジクラブ・みどりクラブ ③女性部会 ④青少年育成部会
⑤成人部会 ⑥体育部会 ⑦文化学習部会 ⑧ふれあい交流部会 ⑨スポーツいきいき部会

■ふれあいスポーツ交流会11月27日(日)【ふれあい地区館全体の合同事業】

阿見小学校体育館を会場にソフトバレーボールと輪投げの2競技で8地区館の交流戦を行います。

君原小学校区ふれあい地区館

- 7月:⑧流しソーメン大会⑦料理教室
8月:①達人に学ぶ「折り紙教室」
9月:⑨輪投げ教室
10月:①パリスト・パティシエ・料理教室
11月:①ふれあい地区館まつり⑨ふれあいスポーツ交流会
12月:②③三世代交流会
⑦クリスマスケーキ作り・生け花教室
1月:⑦健康教室(トライビクス)
3月:②閉級式・お楽しみ会
通年(毎週水曜日):②グラウンドゴルフ
(毎週火曜日):⑨親子バドミントン
※他に行政区への「お届け事業」も計画しています

事務局担当 藤樫 純子

豊かな自然環境の中で、皆さまとともに「心も体も元気」に活動して行きたいと思います。
大好き阿見町！大好き君原！今年はどうなるふれあいの花が咲くのでしょうか楽しみです。
どうぞよろしくお願いいたします。

●問い合わせ 君原公民館 ☎889-1363

舟島小学校区ふれあい地区館

- 7月:②④三世代交流会③健康体操
8月:④映画会・自然観察会
9月:③趣味講座①給食センター見学
10月:⑤⑥ソフトバレーボール・輪投げ大会
②グラウンドゴルフ会
11月:①ふれあい地区館まつり
①ふれあいスポーツ交流会
12月:③料理教室④おもしろ理科教室
1月:②新年交流会
通年:②(毎月第2・4火曜日)シルバーリハビリ体操
※他に各部会の移動学習なども計画しています

事務局担当 稲葉 めぐみ

地域の文化とニーズを大切に、地区館行事に参加される皆さまと運営される委員の皆さま双方にとって、新たな発見や素敵な出会いのある地区館活動になれば、と思っております。
どうぞよろしくお願いいたします。

●問い合わせ 舟島ふれあいセンター ☎840-2761

第一小学校区ふれあい地区館

- 7月:⑤ショートテニス講習会
8月:④霞ヶ浦自然観察会
9月:②議会傍聴
10月:①ふれあい地区館まつり・輪投げ大会
11月:②かくし芸大会
①ふれあいスポーツ交流会
12月:③押し絵教室
④子ども料理教室
1月:⑤⑥健康づくりハイキング
④子ども映画会
3月:②閉級式③閉級式
※他に行政区への「お届け事業」も計画しています

事務局担当 木村 茂

地区の要望に沿った事業「お届け学習」を中心に、地域の皆さまに楽しんで参加していただけるようなふれあい地区館活動にしていきたいと思っています。
どうぞよろしくお願いいたします。

●問い合わせ かすみ公民館 ☎888-8111

第二小学校区ふれあい地区館

- 7月:③健康体操⑤移動学習
8月:②健康教室④移動学習
9月:②移動学習
10月:①ふれあいイベントまつり
11月:④親子映画会③フラワーアレンジメント①ふれあいスポーツ交流会
12月:⑤しめ縄づくり
1月:②お楽しみ会⑥移動学習
2月:③味噌づくり教室②閉級式
3月:④親子バドミントン大会
通年:④バドミントン教室
※他に行政区への「お届け事業」も計画しています

事務局担当 松田 信也

第二小学校区の皆さまとの「ふれあい」を通して、地域のニーズに沿った「お届け学習」を企画・実行し、ふれあい地区館活動を充実させていきたいと思っています。
どうぞよろしくお願いいたします。

●問い合わせ かすみ公民館 ☎888-8111

まい・あみ・まつり 2016 実行委員会からのお知らせ

実行委員会事務局 ☎888-1111 (173)

■ステージでの催し■

8月6日(土)

ジュニアフェス 子どもたちが、歌や踊りなど多彩な芸を披露します。個性あふれる子どもたちの演技をお楽しみください。

常陸陣太鼓 陸上自衛隊武器学校の有志が結成した『常陸陣太鼓』。迫力ある太鼓の音と鮮やかなバチさばきをお楽しみください！

アミューズフェス 町内の達人たちがとっておきの芸を披露します。さまざまな芸を存分にお楽しみください。

8月7日(日)

まい・あみ・アンバサダーオーディション 2016 18歳以上の阿見町大好き人間が集まります。今年は3人をアンバサダー(大使)に選出します。

JA 協賛 地域振興ショー 従来のキャンペーンガールの枠を超えた、JA初のアーティスト『nozomi ガール NEed』。軽快なボーカル&ダンスユニットをお楽しみください。

まいあみ歌バトル 老若男女が参加する『のど自慢』です。参加者の歌声に酔いしれてください！

芸能ショー 大変だ！あの有名人が『まい・あみ・まつり』に総登場？ 皆さん、どうぞ期待！！

■ストリートでの催し■

8月6日(土)

わいわいパレード 子どもたちとアミゴンによる可愛いパレード。アミゴン Jr『ピース&さくら』も登場します。また、今年も大道芸『あしながおじさん』がパレードします。

亀城太鼓 大人神輿を盛り上げる迫力の太鼓がストリートに響きます。素晴らしい演奏をお楽しみください。

大人神輿巡行 はんでん姿の老若男女が町内自慢の神輿を担ぎ上げ、山車を引き、威勢のよい掛け声を響かせます。

8月7日(日)

エイサー 沖縄の伝統芸能のひとつで、大太鼓・締め太鼓を中心とした『太鼓エイサー』。衣装も見所のひとつです。お楽しみに！！

よさこいソーラン 町内各団体の踊り子が鮮やかで息のあった舞を披露します。ご期待ください！

盆踊り 町内の団体・企業からなる踊り手が練習の成果を披露します。曲はおなじみの『阿見音頭』と『新阿見音頭』の2曲構成です。

※各催しの時間や内容などの詳細は、後日配布されるプログラムにてご確認ください



■ボランティア募集のお知らせ■

▼日時:8月5日(金)～8月8日(月) ※時間は応相談、一部でも可

▼内容:会場の準備・進行の手伝い・片づけなど

▼申込方法:7月15日(金)までに、電話または直接上記に申し込む

■クリーン3か条にご協力を！■

まい・あみ・まつりクリーン3か条にご協力をお願いします。

1. ごみの持ち帰りに協力します
2. ごみを指定の場所以外には捨てません
3. ごみを見つけたら指定の場所に捨てます

■熱中症にご注意を！ ～熱中症は適切な対策をすれば予防できます～

熱中症の予防法

- ① **体調を整える！** 特に睡眠不足や風邪ぎみなど、体調の悪い時は炎天下での長時間の活動は控え、無理をしないで早めに休憩をしましょう。
- ② **こまめに水分・塩分補給する！** 夏場は汗と一緒に塩分も失われます。体温調整が十分でない、子ども・高齢者・障害者の人は、ご注意ください。
- ③ **服装に注意する！** 通気性の良い服を着て、外出時にはきちんと帽子をかぶりましょう。



予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

講演会『歌語り予科練』開催

今年1月に引き続き2回目の開催になる「歌語り」講演会です。元予科練生を講師にお招きし、軍歌や戦時歌謡を聞きながら、予科練時代の体験を語っていただきます。

- ▼期 日:7月31日(日)
- ▼時 間:午後2時～3時30分
- ▼場 所:予科練平和記念館ラウンジ
- ▼料 金:無料
- ▼講 師:戸張礼記氏(元第14期甲種飛行予科練習生)
- ▼その他:事前申込不要。当日直接お越しください



▲第1回歌語り講演会の様子

企画展『零戦を写す南方を写す 記者 吉田一写真展』開催中

吉田一氏は太平洋戦争中、南方戦線取材したニュースカメラマンです。開戦間もない昭和17年1月に、日本映画社の報道班員として日本を出発。東南アジアのラバウル、ラエにあった海軍航空隊で映像と写真を撮り続けました。海軍パイロットとも親しく、『大空のサムライ』で有名な坂井三郎氏からも「ピンさん」の愛称で呼ばれています。



▲吉田一氏

今回の展示では、吉田氏が取材中に撮影した飛行中の零戦二一型・二二型の写真やラバウル、ラエの写真を展示いたします。

- ▼期 日:7月31日(日)まで ※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館
- ▼時 間:午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)
- ▼場 所:予科練平和記念館20世紀ホール
- ▼観覧料:常設展チケットでご覧いただけます



▲吉田一氏の撮影した『零戦』

〈広告欄〉

<p>当社のサロニック・三菱の 施工実績が豊富です。</p> <p>「太陽光発電システム」</p>  <p>○屋根の電気代はおまかせ！ ○補助金制度を上手に利用！ ○余った電気は売電可能！</p>	<p>住まいのことなら 美都住建へ</p> <p>家の耐震等が心配という方には、当社のホームウェル耐震診断士が無料でアドバイスさせていただきます。</p> <p>土台と梁、柱、柱を働いた構造用下地材で固定するため耐力が分散し、高い安定した構造耐力が得られます！！</p> <p>●新築住宅に関する事は 美都住建 検索</p>	<p>もっと楽しく快適に！ リフォームしませんか？</p>  <p>Before 屋根 外壁 水廻り 外構...etc</p> <p>After</p> <p>美都和 検索</p>	<p>リフォームアドバイザーが親切・丁寧に 対応させていただきます。</p> <p>LIXIL リフォームショップ</p> 
<p>建築業知事免許(般-24)第22375号 【本 社】阿見町実穀 1283-10 (株)美都住建 TEL.029-842-7196 【梅浜 和】阿見町中央 1-5-32</p>		<p>茨城県知事免許(4)第5548号 阿見町中央 1-5-32 (有)美都和 TEL.029-891-2200</p>	

町税・国保険税等の催告書を送付しています

収納課 ☎888-1111 (146・148)

町税等の納付催告書を送付しています！

町では、例年7月・12月の年2回、町税等に未納のある人に対して納付催告書を送付しています。催告書が届いた場合は、催告書に記載のある町税等が未納となっていますので、記載された指定期限までに納付してください。指定期限までに納付・連絡がない場合、税負担の公平性を保つため、滞納処分を行う場合があります。指定期限までの納付が難しい場合は、納税相談を随時受け付けていますので、電話連絡のうえ収納課までお越しください。

なお、催告書が到達する前に納付済みのときは行き違いですのでご容赦ください。

町税・国保税の納税は安心・安全・便利な口座振替で！

一度口座振替のお申し込みをいただければ、翌年もご指定の口座から振替させていただきますので、大変便利です。また、現金を持ち歩く必要もないので安全です。さらに、うっかり納期限を忘れてしまうこともなく確実に納税することができます。

●口座振替ができる取扱金融機関

▼常陽銀行 ▼筑波銀行 ▼みずほ銀行 ▼三菱東京UFJ銀行 ▼三井住友銀行 ▼りそな銀行 ▼水戸信用金庫 ▼茨城県信用組合 ▼茨城かすみ農業協同組合(町内に限る) ▼東日本銀行 ▼中央労働銀行 ▼ゆうちょ銀行

●口座振替のお申し込み方法

▼申込先

①預金口座のある金融機関窓口(町内にある金融機関窓口には申込用紙が備え付けてあります)

②役場またはうづら出張所

▼必要なもの

①でお申込みの場合: ①通帳 ②届出印 ③納付書 ④本人確認のための運転免許証・保険証等

②でお申込みの場合: ①口座番号が分かるもの(通帳等) ②届出印

●口座振替に関する諸注意

▼振替日は納期限日になります。もし預金不足等で引落がなかった場合、通知は致しません。また再引落も致しませんので、引落が出来なかった場合は納付書で納付してください。納付書の発行は収納課にて承りますのでご連絡下さい

▼お申込みご希望の場合、手続きに時間がかかる場合がございますので納期限日の1か月前までにはお申込み下さい。また固定資産税・都市計画税、町県民税を年度途中から全納一括の支払でお申込みいただいた場合、当該年度は期別での引落になり、全納一括で引落になるのは翌年度からになります

▼随時課税分(随時課税とは、申告により過年度分が課税になった場合や退職により住民税が特別徴収から普通徴収に切り替わった場合などに、通常の納期限とは別に納める分になります)については、口座振替登録があっても引落はできません

▼口座振替お申込みの場合、軽自動車の継続車検用納税証明書は郵送になります。郵送は口座引落日から1週間程度の時間を要しますので、納期限前後に車検を受ける場合はご注意ください

〈広告欄〉

<p>創立70周年を迎えました。</p> <p>＜オープンスクール＞ 7月30日(土) 7月31日(日) 8:30AMより本校にて 8月 6日(土) 8月26日(金) ※8月26日は部活動体験会 8:30AM～</p> <p>霞ヶ浦高等学校</p> <p>〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地 TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380 URL. http://www.kasumi.ed.jp</p>	<p>輝く笑顔は充実の証</p> <p>＜オープンスクール＞ 9:00AMより本校にて 6月18日(土)・7月16日(土)・8月20日(土) ※本校ホームページ・電話・FAXよりお申し込み下さい。</p> <p>霞南至健中学校</p> <p>〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地 TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016 URL. http://www.kananshiken.ed.jp</p>
--	---

まちの できごと

インフォメーション

町消費者リーダー連絡会『ベスト消費者サポーター章』受章

6月3日、消費者庁長官から町消費者リーダー連絡会（会長・石井早苗さん）〔写真前列左から2番目〕に対して同章が授与され、町長への報告のため来庁されました。
この度の受章は、町内イベントでの啓発活動等が、地域住民の消費生活への意識向上につながったと認められたことによるものです。
おめでとうございます。



天田町長の公開講座『地域創生』

5月30日、天田町長が拓殖大学大学院（東京都文京区）の公開講座において『地域創生』をテーマとした講義を行いました。
今回の講座は、昨年引き続き、天田町長が拓殖大学大学院地方政治行政研究科が実施している公開講座『拓く力・地方の課題』の客員教授として招かれたことにより実施されたものです。



音楽で元気にするまちづくり事業『舟島歌声ひろば』開催

ギター伴奏と一緒に、懐かしの愛唱歌ソングを皆さんとともに楽しく、元気に歌いましょう。
▼期日 7月31日(日)
▼時間 午後1時30分から(開場:午後1時)
▼場所 舟島ふれあいセンター
▼出演団体 ▼阿見フォークソングクラブ ▼上野雅彦と音楽仲間
▼入場料 無料
▼その他 事前申込不要(当日直接ご来場ください)
☎ 84012761

町体育協会から 剣道体験教室参加者募集

親子・お友だちと一緒に、剣道を体験してみませんか？ たくさんのご参加をお待ちしています。
▼期日 7月9日(土)
▼時間 午前10時～正午(集合:午前9時30分)

町シルバー人材センター 入会説明会開催

▼期日 7月5日(火)
▼時間 午前10時～正午
▼場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館)さわやかセンター(別館)
▼対象 町シルバー人材センターの趣旨に賛同する、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制)
☎ (公社)町シルバー人材センター 88812036

陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場 「夜間飛行訓練」

ヘリコプター3・4機による標記訓練を行います。
▼日時 7月12日(火)～14日(木)、日没から約3時間以内(各機2時間基準)
陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校総務課 ☎ 84211211 (3420)

〈広告欄〉

7億円

1等・前後賞合わせて
1等5億円、前後賞各1億円

各1枚 300円

サマージャンボ

7月6日(水)
同時発売

サマージャンボミニ
7000万

1等7,000万円×120本
(発売総額360億円・12ユニットの場合)

発売期間 / 7月6日(水)～29日(金)まで
抽せん日 / 8月9日(火)

*この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。★宝くじは、ぜひ茨城県内でご購入願います。

宝くじに関するお問合せ / 03-3535-9033[みずほ銀行] 公益財団法人 茨城県市町村振興協会

インフォメーション

お知らせ

浄化槽をお使いの皆様へ
 浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理(保守点検・清掃)と定期検査(法定検査)が必要であり、法律により実施が義務付けられています。

▼**保守点検** ▼10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年に3〜4回行う必要があります▼県に登録している保守点検業者に委託してください

▼**清掃** ▼年に1回以上(全ばつ気方式は6か月に1回以上)行う必要があります▼市町村の許可を受けた清掃業者に委託してください

▼**法定検査** ▼最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3〜8か月以内に受ける必要があります、その後は毎年1回受ける必要があります(検査は有料)

▼**県指定検査機関**である社団法人県水質保全協会(☎029-12914004)に申し込みをしてください

▼**一括契約システム** ▼保守点検・清掃・法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」をぜひご利用ください

▼**基準値内のもの** タケノコ(1)、タケノコ(2)

▼**4月(合計30検体)** 不検出 米(1)、タケノコ(16)、わらび(1)

▼**基準値内のもの** タケノコ(12) ※『不検出』とは『検出限界値』

▼**契約を仲介する保守点検業者・清掃業者・社団法人県水質保全協会検査部**(☎029-12914004)で申し込みができます

▼**合併処理浄化槽への転換** ▼単独処理浄化槽は台所やお風呂からの生活雑排水をそのまま放流してしまうため、合併処理浄化槽への転換をお願いします▼合併処理浄化槽への転換・設置には補助金が交付されます

▼**県環境対策課** ☎029-30112966 ▼**上下水道課** ☎88915151

お知らせ

町内農産物の放射能測定結果について

町内産農産物について、『食品放射能測定システム』により放射性物質の測定を無料で行っています。測定結果については、左記のとおりです。なお、()内数字は、測定した検体数です。

▼**3月(合計6検体)** 不検出 甘夏ミカンの実

(1)、甘夏ミカンの皮(1)、タケノコ(2)

▼**基準値内のもの** コゴミ(1)、タケノコ(1)

▼**4月(合計30検体)** 不検出 米(1)、タケノコ(16)、わらび(1)

▼**基準値内のもの** タケノコ(12)

※『不検出』とは『検出限界値』

▼**募集「夏休み親子生活教室」参加者募集**
 消費者教育啓発員による「お金を使い方・大切さ」についての講話や、楽しい自由研究を行います。ぜひご参加ください。

▼**期日** ①8月2日(火) ②③ 日(水)

▼**時間** ①②午前10時〜正午 ③午後1時〜3時

▼**場所** 県消費生活センター(水戸市柵町)

▼**内容** ①講演『スナック菓子について調べてみよう』 ②講演『LEDでオリジナルランプをつくろう』

▼**対象** ①小学生低学年の親子 ②③小学生中・高学年の親子 ※祖父母等との参加も可

▼**募集人数** ①15組30人 ②③20組40人(定員で締切)

▼**参加料** 無料

▼**持参品** 筆記用具、水筒、③のみハサミ

▼**申込方法** 7月4日(月)〜8日(金)までに、直接左記に電話で申し込む

▼**県消費生活センター相談試験課**「夏休み親子生活教室」係 ☎029-122414722

▼**蚊媒感染症(デング熱等)を防止しましょう!**
 蚊媒介症とは、デング熱、ジカウイルス感染症(ジカ熱)・チクングニア熱、日本脳炎・マラリア等の蚊が媒介する感染症のことを言います。

▼**蚊に刺されない対策** ▼木陰や藪などの蚊の発生しやすい場所や海外の感染症の流行地に出かける際には、長袖の服を着用して肌の露出を少なくする▼虫除け剤を使用して、蚊に刺されないようにする

▼**蚊を増やさない対策** ▼蚊の幼虫の発生源となる水がたまる場所(植木鉢の水受け皿、外置きのパケツやジョウロなど)を作らないようにする

▼**蚊の成虫が潜んでいる草やぶを定期的に刈る**

▼**県保健予防課健康危機管理対策室** ☎029-13013219

〈広告欄〉

想いの数だけ「ありがとう」がある。

サラダ館 のお中元

全国宅配無料

最大 30%OFF!

送料無料で価格は、品質内容を十分吟味したシャディが自信を持ってオススメする価格です。

メーカー・シャディ希望小売価格より

※カタログご希望の方、ご一報下さい。お届けいたします。

家具の店 精理

稲敷郡阿見町若栗 1766-3

(サラダ館阿見中央店併設)

TEL 029-840-2438

FAX 029-887-3422

■営業時間:AM10:00~PM6:00

■定休日:水曜日

募集
「小野川探検隊」参加者募集

▼期日 7月23日(土)
▼時間 午前9時20分～午後2時(集合:9時) ▼集合場所 役場

▼行き先 大山前浜(美浦村)
▼内容 地引網を使った魚捕りや砂鉄集め等の自然体験
▼対象 町内在住・在学の小学生(小学3年生以下は保護者同伴)

▼募集人数 10人(定員で締切)
▼参加料 100円
▼持参品 弁当・飲み物・帽子・タオル・筆記用具・着替えなど

▼申込方法 7月8日(金)までに、電話または直接左記に申し込む
▼その他 ▼濡れてもよい服装・履物でお越しください
▼雨天決行、荒天の場合中止 ※中止の場合は当日の朝7時までにご連絡します

▼小野川探検隊連絡会議事務局(役場環境政策課内)
☎888-1111(251)

募集
「おおたわ史絵」講演会開催

▼期日 8月21日(日)
▼時間 午後1時から(開場:午後0時30分)

▼場所 本郷ふれあいセンター
▼内容 講演「病まざる老けざるホンマの医学」

▼講師 おおたわ史絵
▼定員 300席(全席指定)

▼入場料 1500円
▼申込期間 7月31日(日)必着
▼申込方法 左記に電話で申し込むか、ファクシミリまたは往復はがきに公演名・住所・申込人数分の氏名・電話番号を明記して申し込む。応募はがき・ファクシミリは1枚4人まで申し込み可能 ※申込多数の場合は抽選

▼その他 ▼当日は領収印を押印済みの当選はがきを提示して入場となります。必ず当選はがきを持参してください
▼本郷小学校新設工事のため駐車スペースが少なくなっています。お車乗り合わせ等のご協力をお願いします

▼生涯学習課(中央公民館内)
〒300-0333 阿見町若栗1886-1 ☎888-2526

お知らせ
町広報活動に関するアンケートにご協力ください

町広報活動を充実させるためにアンケート調査を実施しています。アンケート実施期間終了後、町ホームページ等に集計結果を掲載します。

また、昨年度に実施したアンケートの集計結果を町ホームページ(<http://www.town.ami.lg.jp/0000002629.html>)に掲載

してあります。アンケートへの協力ありがとうございました。

▼期日 平成29年3月31日(金)まで
▼場所 ▼各公民館 ▼各ふれあいセンター ▼うずら出張所 ▼町ホームページ

▼回答方法 ①各公共施設のアンケート用紙に必要事項を記入し、回収箱に投函 ②町ホームページで直接回答 ▼ホームページ: <http://www.town.ami.lg.jp/00000174.html>

▼情報広報課広報係 ☎888-1111(298)

募集
県立土浦産業技術専門学院 オープンキャンパス参加者募集

▼期日 ①7月20日(水) ②8月24日(水)

▼時間 午後1時30分～3時30分(受付:1時から)
▼場所 県立土浦産業技術専門学院(土浦市中村西根)

▼内容 授業の体験学習・学院紹介 ▼機械技術科 ▼自動車整備科 ▼コンピュータ制御科他

▼対象 高校生・受験希望者
▼募集人数 各科15人
▼申込期間 ①7月15日(金)まで ②8月19日(金)まで

▼申込方法 電話またはファクシミリで左記に申し込む
▼県立土浦産業技術専門学院 ☎841-3551 ☎841-4465

募集
「甲種防火管理新規講習会」受講者募集

▼期日 9月8日(木)・9日(金)
▼時間 午前9時30分～午後4時30分

▼場所 龍ヶ崎市文化会館小ホール(龍ヶ崎市駒馬町)
▼募集人数 100人(定員で締切)
▼受講料 5580円(テキスト代)を受付時に徴収します

▼申込方法 ▼7月7日(木)・8日(金)午前9時から正午までは、龍ヶ崎市文化会館小ホールで受付 ▼それ以降は7月11日(月)～9月2日(金)まで稲敷広域消防本部予防課での受付 ▼受講申込書は受付会場で配布 ※郵送・電話・ファクシミリでの申し込みは不可

▼阿見消防署予防課 ☎887-0119

お知らせ
「おわびと訂正

『広報あみ』6月号通常版12ページ「不妊治療費助成事業のご案内」の表記で「受精できなかつたか・・他精子受精等の異常受精等で中止した」とあるのは、『受精できなかつたか・・多精子受精等の異常受精等で中止した』の誤りです。

おわびして訂正します。
▼情報広報課 ☎888-1111(298)

〈広告欄〉
広報あみに広告を掲載しませんか?
広告募集中
町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ 商工観光課 ☎888-1111(172)

お気軽にご相談ください!!
相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見
阿見町役場 阿見小学校 炭城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号 神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
(簡裁訴訟等代理関係業務認定) 司法書士 瑞一樹
郵便局 TEL 029-804-0382
阿見中学校 コンビニ E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
JA あみ司法書士事務所(神林ビル2階)
(平日 午前9:00～午後6:00)
・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

●あみメール登録をお願いします●



スマートフォン・携帯電話で t-ami@sg-m.jp 宛てに空メールを送信するか、または左記QRコードを読み取り、専用サイトにアクセスして登録してください。

▲QRコード

●定例相談●

人権相談／行政相談

日時 7月7日(木) 午前10時～午後3時
場所 役場3階305会議室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(215)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日時 火～金曜日 午前9時～午後3時
場所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター ☎ 888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分
※毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約
場所 総合保健福祉会館相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
場所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

日時 月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 水曜日 午後1時～4時 ※要予約
場所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●公共機関電話番号●

うずら出張所 ☎ 841-1167	本郷ふれあいセンター ☎ 830-5100
健康づくり課 ☎ 888-2940	舟島ふれあいセンター ☎ 840-2761
福祉センターまほろば ☎ 887-3969	図書館 ☎ 887-6331
地域子育て支援センター ☎ 891-2772	予科練平和記念館 ☎ 891-3344
阿見消防署 ☎ 887-0119	総合運動公園 ☎ 889-2788
火災情報案内 ☎ 0297-64-0119	教育相談センター ☎ 888-1225
上下水道課 ☎ 889-5151	町民活動センター ☎ 888-2051
霞クリーンセンター ☎ 889-0091	町男女共同参画センター ☎ 896-3181
中央公民館 ☎ 888-2526	消費生活センター ☎ 888-1871
君原公民館 ☎ 889-1363	町民ダイヤル(休日当番医 ・定例相談等のテレホンサ ービス) ☎ 887-6600
かすみ公民館 ☎ 888-8111	

●人口と世帯●

- 総人口 47,490人 (+ 9) ▽6月1日現在
- 男性 23,485人 (+ 12) ▽常住人口ベース
- 女性 24,005人 (- 3) ▽()内は前月比
- 世帯数 18,958世帯 (+ 10) ▽情報広報課調べ

7月の納税等

固定資産税(2期)
国民健康保険税(1期)
後期高齢者医療保険料(1期)

納期限 8月1日(月)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

8月の納税等

町・県民税(2期)
国民健康保険税(2期)
後期高齢者医療保険料(2期)
介護保険料(3期)

納期限 8月31日(水)

救急車出動状況 5月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急病	102件(530)
出場件数 140件(776)	交通事故	11件(69)
	一般負傷	13件(78)
※救急車の適正な利用を お願いします	その他	14件(99)
	合計	140件(776)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階情報広報課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店